

第四十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第七号

昭和四十年三月十七日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 井村 重雄君

理事 齋藤 邦吉君

理事 河野 正君

理事 龜山 孝一君

理事 小宮山重四郎君

理事 田中 正巳君

理事 中野 四郎君

理事 松山千恵子君

理事 山村新治郎君

理事 淡谷 悠藏君

理事 小林 進君

理事 八木 一男君

理事 木島百合子君

理事 谷口善太郎君

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

大蔵事務官 佐竹 浩君

(理財局長) 厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長) 厚生事務官 尾崎 嘉篤君

厚生技官 尾崎 嘉篤君

(医務局長) 厚生事務官 大崎 康君

(医務局次長) 厚生事務官 熊崎 正夫君

(業務局長) 厚生事務官 小山進次郎君

(保険局長) 厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長) 労働事務官 有馬 元治君

(職業安定局長) 労働事務官 有馬 元治君

委員外の出席者

議員 河野 正君

大蔵事務官 船後 正道君

(主計官) 専門員 安中 忠雄君

本日開議に付した案件

港湾労働法案(内閣提出第八六号)

駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村

高一君外十三名提出、衆法第八号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣

提出第二号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出

第三号)

医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣

提出第四二号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の港湾労働法案を議題とし、審査を進

めます。

第五章 港湾労働者の福祉等(第二十六条―第

二十八条)

第六章 雇用促進事業団の業務(第二十九条―

第五十五条)

第七章 港湾労働者の退職金共済制度(第五十

六条―第五十八条)

第八章 雑則(第五十九条―第七十一条)

第九章 罰則(第七十二条―第七十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、港湾運送に必要な労働力を

確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定そ

の他港湾労働者の福祉を増進させるため、港湾

労働者の雇用の調整を行ない、もつて国民経済

の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 港湾 政令で指定する港湾(その水域は、

政令で定める区域とする)をいう。

二 港湾運送 港湾において行なう行為であつ

て、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百

六十一号)第二条第一項に規定する港湾運

送のうち、同項第二号から第五号までのい

ずれかに該当する行為

ロ イに規定する行為に準ずる行為であつて

政令で定めるもの

三 事業主 次のいずれかに該当する者をい

う。

イ 港湾運送事業第三条第一号から第五号ま

でに規定する事業の事業主

ロ 前号ロに規定する行為を行なう事業

の事業主

四 港湾労働者 港湾運送の業務に従事する勞

働者をいう。ただし、船員職業安定法(昭和

二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規

定する船員を除く。

五 日雇港湾労働者 日又は二月以内の期間

を定めて雇用される港湾労働者をいう。ただ

し、同一の事業主に二月をこえて引き続き雇

用されるに至つた者を除く。

六 常用港湾労働者 日雇港湾労働者以外の港

湾労働者をいう。

第二章 港湾雇用調整計画

(計画の策定)

第三条 労働大臣は、毎年、港湾ごとに、港湾雇

用調整計画を定めなければならない。

2 港湾雇用調整計画に定める事項は、次のとお

りとする。

一 当該港湾において必要な港湾労働者の数

二 前号の港湾労働者の数のうち日雇港湾労働

者をもつて充足すべき数

三 職業紹介、職業訓練その他当該港湾におけ

る港湾運送に必要な労働力の需要供給の調整

に関する措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、当該港湾にお

ける港湾労働者の雇用の調整に関する重要事

項

3 労働大臣は、港湾雇用調整計画を定めようと

するときは、あらかじめ、港湾調整審議会の意

見をきくほか、必要があると認めるときは、関

係都道府県知事その他行政機関の意見をきくも

のとする。

4 労働大臣は、第一項の規定により港湾雇用調

整計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示

しなければならない。

(港湾労働者及び日雇港湾労働者の数)

第四条 前条第二項第一号の港湾労働者の数及び同項第二号の日雇港湾労働者の数は、当該港湾における港湾運送に必要な労働力の需要の合理的な予測に基づいて、労働省令で定める業務の種類ごとに、港湾労働者に係る適正な労働時間、就労日数等の諸条件を考慮して定めるものとする。この場合において、日雇港湾労働者の数を定めるに当たっては、常用港湾労働者の雇用の促進が妨げられることとならないようにするための配慮を加えるものとする。

(計画の変更)

第五条 労働大臣は、港湾運送に必要な労働力の需要供給の状況等の著しい変動のために特に必要があるときは、港湾雇用調整計画を変更しななければならない。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 港湾労働者の登録等

第一節 日雇港湾労働者の登録

(登録)

第六条 公共職業安定所長は、港湾ごとに、当該港湾において常時港湾運送の業務に従事する日雇港湾労働者について、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務その他労働省令で定める事項を、日雇港湾労働者登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「日雇港湾労働者の登録」という)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

3 日雇港湾労働者の登録は、その申請をした者(以下「申請者」という)が主として従事することを希望する業務の種類に係る第三条第二項第二号の日雇港湾労働者の数(以下「第一条において「日雇港湾労働者の定数」という)を限度として行なう。

第七条 日雇港湾労働者の登録は、毎年三月三十一日(登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日)までにその更新を受ける

なければならない。その効力を失う。

(登録の拒否)

第八条 公共職業安定所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、日雇港湾労働者の登録をしないことができる。

一 その者が主として従事することを希望する業務に常時従事するために必要な能力を有しない者

二 第十条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当した者であつて、その該当した日から起算して一年を経過していないもの

三 港湾運送の業務の正常な遂行をみだりに妨げるおそれのある者その他港湾運送の業務に使用されるのに必要な適格性を欠く者

2 公共職業安定所長は、申請者に対して、健康診断又は体力若しくは技能に関する検査を受けること、その他申請者の能力を判定するために必要な事項を命ずることができる。この場合において、申請者が正当な理由がなくその令令に従わないときは、公共職業安定所長は、日雇港湾労働者の登録をしないことができる。

3 公共職業安定所長は、前二項の規定による登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によらなければならない。

4 公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

(日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳)

第九条 公共職業安定所長は、日雇港湾労働者の登録をしたときは、登録した日雇港湾労働者(以下「登録日雇港湾労働者」という)に日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を交付する。

2 登録日雇港湾労働者は、港湾運送の業務に従事するときは、日雇港湾労働者登録票を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められ

たときは、これを提示しなければならない。

3 登録日雇港湾労働者は、日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の取消)

第十条 公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

一 第八条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたと認められるとき

二 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する港湾運送の業務につくことをしばしば拒んだとき

三 前条第二項の規定に違反して、日雇港湾労働者登録票の携帯をしばしば怠つたとき

四 前条第三項の規定に違反したとき

五 第二十条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき

六 偽りその他不正の行為により日雇港湾労働者の登録を受けたとき

七 偽りその他不正の行為により雇用調整手当の支給を受け、又は受けようとしたとき

2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によらなければならない。

3 第八条第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

第十一条 公共職業安定所長は、港湾雇用調整計画が策定され、又は変更されたことにより当該港湾雇用調整計画に係る日雇港湾労働者の定数が減少し、当該日雇港湾労働者の定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数を上廻るに至つた場合において、労働大臣が指示したときは、その上廻る数を限度として、登録日雇港湾労働者の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による指示は、当該日雇港湾労働者の定数に係る種類の業務について登録を受け

ている登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数を多数上廻つており、その自然の減少のみによつては相当の期間を経過しても登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数以下となる見通しがないため、当該港湾における登録日雇港湾労働者の適正な就労日数その他の通常の労働条件の維持が困難であり、かつ、その状態が短期間に改善されることが困難であると認められる場合に行なうものとする。

この場合において、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による登録の取消は、港湾運送の業務に従事した期間、生活の状況、港湾運送の業務に従事する能力及び適格性等の事情を考慮して労働省令で定める順位によつてするものとする。

4 公共職業安定所長は、第一項の規定による登録の取消をしようとするときは、あらかじめ、地区職業安定審議会の意見をきかなければならない。

5 第八条第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(省令への委任)

第十二条 この節に定めるもののほか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消しその他日雇港湾労働者の登録に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 常用港湾労働者証の交付

(常用港湾労働者証の交付)

第十三条 事業主は、その雇用する労働者を常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした事業主に対し、その届出に係る常用港湾労働者の常用港湾労働者証を交付する。

第十四条 事業主は、前条第二項の規定により常

用港労働者証の交付を受けたときは、当該常用港労働者証に係る常用港労働者に当該常用港労働者証を交付しなければならない。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、常用港労働者証について準用する。

(労働省令への委任)

第十五條 この節に定めるもののほか、常用港労働者証の交付、再交付、返納その他常用港労働者証に關して必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 港労働者の雇用

(日雇港労働者の雇用)

第十六條 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて港労働者の業務に使用するために雇入れた者でなければ、日雇港労働者として港労働者の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に日雇港労働者に係る求人申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては日雇港労働者を雇入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 事業主は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港労働者として港労働者の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第十七條 事業主は、その雇用する日雇港労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間(これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間)をこえて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る期間をこえてさらに引

き続き雇用しようとするときも、同様とする。

(雇用期間に關する指示)

第十八條 公共職業安定所長は、登録日雇港労働者の需要供給を調整するために必要があると認めるときは、事業主が雇入れ、又は引き続き雇用しようとする日雇港労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(日雇港労働者の紹介)

第十九條 公共職業安定所は、事業主の申し込んだ日雇港労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録日雇港労働者以外の日雇港労働者は、登録日雇港労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

(登録日雇港労働者の出頭等)

第二十條 登録日雇港労働者は、公共職業安定所長の指示するところにより、港労働者の業務に紹介を受けるために公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病又は負傷、公共職業安定所の紹介による港労働者の業務への就労その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定により公共職業安定所に出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港労働者に対し、その者の知識、技能及び経験、日雇港労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるときは、第二十九條第二号の訓練を受けることを指示することができる。

3 公共職業安定所長は、登録日雇港労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇港労働者手帳の提出を求め、その者に対する港労働者の業務への紹介及び前項の規定による指示に關する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇港労働者手帳を返還するものとする。

(常用港労働者の使用の届出)

第二十一條 事業主は、その雇用する労働者を常

時港労働者の業務に従事する常用港労働者以外の常用港労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(紹介停止)

第二十二條 公共職業安定所長は、日雇港労働者に係る求人申込みをした事業主が、正当な理由がなく当該求人について公共職業安定所の紹介した登録日雇港労働者を雇入れなかつたときは、七日以内の期間を定め、その期間、当該求人の申込みをした事業主に対し、日雇港労働者の紹介を行なわないことができる。

第二十三條 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該事業主に紹介する港労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に対し、港労働者の紹介を行なわないことができる。

一 事業主の雇用する港労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 事業主が偽りの求人条件により港労働者を雇用したとき。

(実施の基準)

第二十四條 第十七條の規定による承認、第十八條若しくは第二十條第一項の規定による指示、第十九條の規定による日雇港労働者の紹介又は第二十二條若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によつてしなければならない。

(省令への委任)

第二十五條 この章に定めるもののほか、第十七條の規定による承認、第十八條若しくは第二十條第一項の規定による指示又は第十九條の規定による日雇港労働者の紹介に關して必要な手続きは、労働省令で定める。

第五章 港労働者の福祉等

第二十六條 事業主及びその団体は、常用港労働者の雇用の促進、港労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他港労働者の雇用を安定させるために必要な措置を講ずることにより、港労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

第二十七條 事業主はその雇用する港労働者をはしけ内に居住させないよう努めなければならない。

(国の援助等)

第二十八條 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体並びに港労働者及び港労働者になろうとする者に対し、港労働者の雇用を安定させるための措置に關して必要な援助を行なうこと等により、港労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

第六章 雇用促進事業の業務

(業務の範囲)

第二十九條 雇用促進事業団(以下この章において「事業団」という)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九條に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 登録日雇港労働者に対して雇用調整手当を支給すること。

二 登録日雇港労働者に対して港労働者の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行なうこと。

三 登録日雇港労働者のための福祉施設の設置及び運営その他登録日雇港労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行なうこと。

四 納付金の徴収を行なうこと。

五 前各号の業務に附帶する業務を行なうこと。

(雇用調整手当の支給)

第三十條 事業団は、次の各号のいずれかに該当する登録日雇港労働者(第一号に該当する者については、その該当することについての公共

職業安定所長の証明を受けた者に限る。)に對し、雇用調整手当(以下この章において「手当」という)を支給する。

一 第二十条第一項の規定により公共職業安定所に出席し、自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由がないのに、港灣運送の業務への紹介を受けることができず、又は紹介を受けたにもかかわらず事業主に雇用されなかつた者(港灣運送の業務以外の業務についた者を除く)。

二 前条第二号の訓練を受ける者

2 手当は、登録日雇港灣労働者が前項各号のいずれかに該当する日につき、その日分を支給する。

3 前項の規定により登録日雇港灣労働者が第一項各号のいずれかに該当する日の日分として支給する手当の額(以下この条において「手当の日額」という)は、当該登録日雇港灣労働者が港灣運送の業務に従事するために雇用された日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

4 労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合には、手当の日額が失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第五章の規定によつて支給される失業保険金の日額を下廻らないようにするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

第三十一条 前項第一項から第三項までの規定にかかわらず、労働大臣が、天災その他労働省令で定める理由により、港灣運送の業務につくことができない登録日雇港灣労働者が著しく多数発生した港灣について、事業団が行なう手当の支給に関する業務の正常な運営を確保するため特に必要があると認めて指定した場合における手当の支給は、次項から第四項までに規定するところによるものとする。

2 前項の規定による指定に係る港灣の登録日雇

港灣労働者に係る手当は、前条第一項第一号に該当する登録日雇港灣労働者が、港灣運送の業務以外の業務についても求職の申込みをし、自己の都合若しくは自己の責めに帰すべき理由がないのに、港灣運送の業務以外の業務への紹介を受けることができず、又は紹介を受けたにもかかわらず事業主及び事業主以外の者のいずれにも雇用されなかつた場合に限り、その者に對し、その紹介を受けることができなかつた日又は雇用されなかつた日につき支給するものとし、その日額は、労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 登録日雇港灣労働者は、前項の規定による手当の支給を受けるには、同項の規定に該当することについての公共職業安定所長の証明を受けなければならない。

4 第二項の規定による手当の支給は、労働大臣が第一項の規定による指定の際に定める期間内の日についてのみ行なうものとする。

5 労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準によつてしなければならない。

6 労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該港灣において公表しなければならない。

7 前条第四項の規定は、第二項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合に準用する。

(支給制限)

第三十二条 登録日雇港灣労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する港灣運送の業務につくこと、又は第二十九条第二号の訓練を受けることを拒んだときは、事業団は、その拒んだ日から起算して七日間は、手当を支給しないものとする。

2 登録日雇港灣労働者が、偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受け、又は受けようとし

たときは、事業団は、当該事実のあつた日から起算して四月以内の期間を定め、その期間、その者に對して手当を支給しないことができる。

第三十三条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた事業主の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その事業主に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第四十一条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

(訓練)

第三十四条 第二十九条第二号の訓練は、第二十条第二項の規定による公共職業安定所長の指示を受けた登録日雇港灣労働者に対して行なうものとする。

(納付金)

第三十五条 事業団は、第二十九条第一号の業務に要する費用にあてため、同条第四号の納付金を徴収する。

2 前項の納付金は、事業主及び登録日雇港灣労働者が負担する。

3 事業主が負担すべき納付金の額は、各月につき、当該事業主が港灣運送の業務に使用するために雇用した日雇港灣労働者の労働省令で定める方法により算出した延数を、労働大臣が定める金額に乘じて得た額(当該事業主が、その月に、失業保険法の規定による日雇労働被保険者である日雇港灣労働者を港灣運送の業務に使用するために雇用して同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主が負担した額に相当する額を控除した額)とする。

4 登録日雇港灣労働者が負担すべき納付金の額は、その者が港灣運送の業務に従事するために雇用されて支払を受けた賃金の支払の基礎となつた日につき、賃金の日額に応じて労働大臣が定める額とする。

5 労働大臣は、前二項の金額を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会及び港灣調整審議会の意見をきかなければならない。

6 労働大臣は、第三項又は第四項の金額を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の納付)

第三十六条 事業主は、その雇用した登録日雇港灣労働者の負担する納付金及び自己の負担する納付金を納付する義務を負う。

2 事業主は、その月に賃金を支払つた登録日雇港灣労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌月末までに納付しなければならない。

(賃金からの納付金控除等)

第三十七条 事業主は、登録日雇港灣労働者に賃金を支払うつど、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、登録日雇港灣労働者にその旨を告げなければならない。

2 事業主は、港灣運送の業務に使用するために登録日雇港灣労働者を雇用したときは、日雇港灣労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載したうえ、その者に当該日雇港灣労働者手帳を返還しなければならない。

(納付金の還付等)

第三十八条 事業主は、事業主が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額をこえることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を、その事業主に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月をこえない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充当することができる。

(追徴金)

第三十九条 事業主は、事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一 事業主が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき、その納付しなかつた額に百分の二十五を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、事業主がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第四十条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、事業主は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

五 競売の開始があつたとき。

六 法人である事業主が解散したとき。

七 日雇港労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十一条 納付金その他この章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業主は、期限を指定して、これを督促しなければならぬ。ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をするときは、事業主は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合(前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く。)において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当したことににより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては特別区。以下同じ。)は、事業主の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業主は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業主は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることが出来る。

(延滞金)

第四十二条 事業主は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十三条 納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

第四十四条 事業主の団体(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。)は、その構成員である事業主の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項(以下「納付金事務」という。)を処理することが出来る。

2 事業主の団体は、前項に規定する業務を行なうときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体(以下「納付金事務組合」という。)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業主に届け出なければならない。

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行なうべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

第四十五条 納付金事務組合が処理する納付金事務については、事業主が当該事業主に対してすべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十六条 第四十四条第一項の委託に基づき、事業主が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業主に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十九条又は第四十二条の規定により、事業主が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業主に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業主は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十一条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

第四十七条 納付金事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

(時効)

第四十八条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 事業主が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十一条第一項の規定(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(譲渡等の禁止)

第四十九条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第五十条 租税その他の公課は、手当を標準として課することができない。

(区分経理)

第五十一条 事業主は、第二十九条に規定する業務(以下「港労働者福祉業務」という。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行なわなければならない。

(国の補助)

第五十二条 国は、政令で定めるところにより、事業主に対し、第二十九条第一号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

(監督)

第五十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業主に対し、港労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることが出来る。

(準用)

第五十四条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十九条第四号の業務のうち納付金の出

納に関する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、香港労働者福祉業務について準用する。

（雇用促進事業法の特例等）

第五十五条 雇用促進事業法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、香港労働者福祉業務及び第五十一条の規定による特別の公計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三條及び第三十九條の規定の適用については同法第十九條の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九條の二第一項又は第二十二條第一項の規定は、同法第四十條第一号の規定の適用については同法第四十條第三号の規定の適用については同法第四十九條に規定する業務と、第五十三條の規定による労働大臣の命令は、同法第四十條第五号の規定の適用については同法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第七章 香港労働者の退職金共済制度
（登録日雇労働者に関する退職金共済制度）
第五十六条 香港に事業主が組織する団体が、次の各号のいずれにも該当することによって労働大臣の認定を受けたときは、当該団体（以下この章において「事業主団体」という。）及びその構成員である事業主の雇用に係る当該香港における登録日雇労働者を、それぞれ中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二十二條に規定する中小企業者及びその雇用する従業員とみなして、同法を適用する。この場合において、同法第二十二條中「事業主との雇用関係が終了すること」とあるのは、「登録日雇労働者の登録がその効力を失うこと」とする。

一 当該香港における事業主の大部分がその構

成員であること。

二 代表者、代表権の範囲、掛金の分担その他労働者令で定める事項について労働者令で定める基準に適合する定款又は規約を有すること。

2 労働大臣は、事業主に対し、事業主団体を組織すること、又は事業主団体に加入することを勧奨することができる。

（中小企業退職金共済法の特例）

第五十七条 事業主団体が登録日雇労働者について締結する退職金共済契約で定める掛金月額は、当該事業主団体が締結する退職金共済契約に係るすべての登録日雇労働者について同一の額でなければならない。

（公共職業安定所等の協力）

第五十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業所は、登録日雇労働者に関する退職金共済制度について、事業主団体に対し、掛金の分担及び納付に關して必要な資料を提供すること、その他必要な協力をしなければならない。

第八章 雑則

（失業保険法の特例）

第五十九条 登録日雇労働者は、失業保険法の規定による失業保険の被保険者として、その支給を受けることができる日について、失業保険法の規定による失業保険金、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業保険金又は国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十條第一項若しくは第三項の規定による退職手当（以下この条において「失業保険金等」という。）の支給を受けることができる場合において、その雇用調整手当の日額が失業保険金等の日額（その者が自己の労働によつて収入を得るに至つた場合において、失業保険法第十七條の四第一項（国家公務員等退職手当法第十條第一項又は第三項の規定によりこれらの規定に基づく退職手当の支給の条件とする場合を含む。）又は船員保険法第

三十三條ノ九第四項の規定に基づき減額して支給する失業保険金等の額。以下この条において同じ。）以上であるときは、失業保険金等を支給せず、当該雇用調整手当の日額が当該失業保険金等の日額に満たないときは、当該失業保険金等の日額から当該雇用調整手当の日額を控除した額の失業保険金等を支給する。

3 登録日雇労働者が登録日雇労働者でなくなつた場合におけるその者に対する失業保険法第五章の規定の適用については、その者が登録日雇労働者であつた間は、日雇労働者被保険者であつたものとみなし、その者が登録日雇労働者として港灣運送の業務に従事するために雇用された日（第三十一條第一項の規定による指定に係る港灣の登録日雇労働者であつた者については、その者が同条第四項の期間内において公共職業安定所の紹介により港灣運送の業務以外の業務に従事するために雇用された日を含む。）については、政令で定めるところにより、保険料が納付されたものとみなす。

この場合において、その者に支給した雇用調整手当は、同章の規定により支給した失業保険金とみなし、第三十二條第二項の規定に該当した者は、同法第三十八條の十第二項の規定の適用については、同項の規定に該当したものとみなす。

（都道府県知事の権限）
第六十条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

（報告の徴収等）

第六十一条 事業主は、第十三條第二項の規定により交付を受けた常用港灣労働者証に係る常用港灣労働者の雇用の状況その他労働者令で定める事項を、労働者令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

2 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働者令で定めるところにより、事業主若しくは港灣労働者に対し、常用港灣労働者証の交付、日雇港灣労働者の登録その他の事項についての報告を求め、又はその職員に、事業主の事業場に立ち入り、港灣労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十二条 雇用促進事業所は、雇用調整手当の支給及び納付金の徴収に關して必要の限度において、労働者令で定めるところにより、事業主、納付金事業組合若しくは納付金事務組合であつた事業主の団体又は登録日雇港灣労働者に対し、日雇港灣労働者の雇用の状況、賃金その他の事項についての報告を求めることができる。

第六十三条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項についての報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 第六十一條第三項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第六十四条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、公共職業安定所又は日雇港灣労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る労働

働者の戸籍に関して無料で証明を行なうことができる。

(雇用調整手当の支給等に関する不服申立て)
第六十五条 雇用調整手当の支給に関する処分又は第三十三条第一項の規定による処分不服がある者は、失業保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く)及び第五節の規定を適用しない。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)
第六十六条 納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服理由の制限)
第六十七条 日雇港労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用調整手当の支給又は納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)
第六十八条 日雇港労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用調整手当の支給に関する処分又は第三十三条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)
第六十九条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(職権の委任)
第七十条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行なう。

(政令への委任)
第七十一条 第二条第一号又は第二号の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第九章 罰則
第七十二条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第一項又は第十七条の規定に違反したとき。
二 第三十六条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。
三 第六十二条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

2 納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第四十六条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。
二 第四十七条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

三 前項第三号に該当するとき。
四 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、一万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項、第十六条第二項又は第二十一条の規定に違反したとき。

二 第六十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、五千円以下の罰金に処する。
一 第十四条第一項の規定に違反したとき。
二 第六十一条第一項の規定に違反して報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

2 港労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五千円以下の罰金に処する。
一 第九条第三項の規定に違反して、日雇港労働者登録票を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二 前条第二号に該当するとき。
三 第六十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十五条 法人(法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない納付金事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十六条 登録日雇港労働者が第七十二条第一項第三号に該当するときは、一万円以下の過料に処する。

2 登録日雇港労働者が第九条第二項の規定に違反したとき、又は常用港労働者が第十四条第二項において準用する第九条第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、千円以下の過料に処する。

(施行期日)
第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

(登録税法の改正)
第二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十七号ノ三中「又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務」を「炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号若ハ港労働法第二十九条第二号ノ業務又ハ同条第三号ノ福祉施設」に改める。

(印紙税法の改正)
第三条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ八ノ三の次に次の一号を加える。
六ノ八ノ四 港労働法ニ依ル雇用調整手当又ハ納付金其ノ他ノ徴収金ニ關スル証書、帳簿

(総理府設置法の改正)
第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表港労働調整審議会の項中「意見を述べること」の下に「並びに港労働法(昭和四十年法律第 号)の定めるところにより、労働大臣に意見を述べること」

を加える。

(労働者設置法の改正)

第五号 労働者設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四号第十三号の二「又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)」を、

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和四十年法律第百九十九号)に改め、同条第三十八号の二の次に次の二号を加える。

三十八の三 港灣労働法に基づいて、港灣雇用調整計画を定めること。

三十八の四 港灣労働法の施行に關して、事業主、港灣労働者その他の関係者に必要な事項についての報告を求めること。

第六号第十一号の四「及び炭鉱離職者臨時措置法(第三章の規定に限る。)」を、「炭鉱離職

労働法」に改め、同表中

地方職業安定審議会

「地方職業安定審議会

地区職業安定審議会

都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第十八条第一項中「及び身体障害者雇用促進法(これに基づく命令を含む。)」を、「身体障害者雇用促進法(これに基づく命令を含む。及び港灣労働法(これに基づく命令を含む。))に改める。

(地方税法の改正)

第六号 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三号の四第一項第十二号中「又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第二十三条第一項第三号」を、「炭鉱離職

者臨時措置法(第三章の規定に限る。及び港灣労働法(第六章及び第八章の規定のうち雇用促進事業団及び納付金事務組合の業務に係る認可その他監督に關する部分に限る。))に改める。

第七号第七号中「中小企業退職金共済法」の下に「及び港灣労働法(第七章の規定に限る。))」を加える。

第十号第一項第八号中「及び身体障害者雇用促進法」を、「身体障害者雇用促進法及び港灣労働法(第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。))」に改める。

第十号の二第五号中「及び炭鉱離職者」を「並びに炭鉱離職者及び港灣労働者」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び失業保険法」を、「失業保険法及び港灣労働法」に改める。

都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。

者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第二十三条第一項第三号又は港灣労働法(昭和四十年法律第百九十九号)第二十九号若しくは第三号」に改める。

第三百四十八号第二項第十九号中「又は炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号」を「炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号又は港灣労働法第二十九号若しくは第三号」に改める。

港灣運送事業法の改正) 港灣運送事業法の一部を次のように

改正する。

第六号第二項第二号中「この法律」の下に「港灣労働法(昭和四十年法律第百九十九号)第十六条第一項若しくは第十七号」を加える。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の改正) 第八号 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四十二号第一項」の下に「及び港灣労働法(昭和四十年法律第百九十九号)第六十五号第一項」を加える。

第七号第二項後段中「第四十二号第一項」の下に「及び港灣労働法第六十五号第一項」を加える。

第二十五号第二項中「第四十二号第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第四十二号第一項及び港灣労働法第六十五号第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

(所得税法の改正)

第九号 所得税法(昭和四十年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第七十四号第二項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 港灣労働法(昭和四十年法律第百九十九号)の規定により登録日雇港灣労働者として負担する納付金

理由

港灣運送に必要な労働力を確保するとともに、港灣労働者の福祉の増進を図り、もつて国民経済の発展に寄与するため、港灣雇用調整計画の策定、日雇港灣労働者の登録及びその需要供給の調整、雇用調整手当の支給等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣石田博英君。

○石田國務大臣 ただいま議題となりました港灣労働法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のごとく、港灣は海陸輸送の連絡点として、國際貿易その他國民經濟にとつて重要な地位を占めております。

しかるに、わが國の港灣の實情を見ますと、その機能を果たすための必須の条件である港灣労働の近代化は、欧米諸國に比し、また他産業に比較いたしまして、著しく立ちおくれており、雇用の不安定、労働災害の多発、福祉施設の未整備等の事情にあるため必要な労働力が確保できず、港灣における荷役にしばしば滞りを來たしているのが現状であり、このまま放置いたしますと、近い將來において、國民經濟の發展に重大な障害を及ぼすことも予想されるのであります。

もちろん政府といたしましては、從來から港灣における労働力の確保と港灣労働者の福祉の増進のために鋭意努力し、日雇港灣労働者の職業紹介を専門とする公共職業安定所を設置するなど、港灣労働者の職業紹介体制の整備、労働条件の維持、向上のための指導及び監督の重点的実施、関係業界における自主的災害防止活動の促進、雇用促進事業団による住宅等の福祉施設の設置その他各般の施策を実施してまいりましたが、わが國の港灣の複雑性、特殊性のため、現行法の運用による行政措置のみによりましては、遺憾ながら十分な効果をあげることができない現状にあるのであります。

このときあたり、昨年三月、かねて港灣労働及び港灣の運営、利用の改善策について審議中であった港灣労働等対策審議会から、内閣總理大臣に對して、港灣労働者の登録制度の創設や日雇港灣労働者の不就労時における対策等を骨子とする港灣労働対策についての答申が提出されたのであります。政府といたしましては、國民經濟の中で占める港灣問題の重要性、貿易の伸張に伴う必要労働力確保の緊要性とあわせて人間尊重、社会開発の見地から、この答申の趣旨を十分尊重しつ

つ港灣労働対策についての検討を重ねた結果、港灣運送に必要な労働力の確保と港灣労働者の福祉の増進をはかる方策についてその成果を得ましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一に、この法律は、港灣運送事業法第二条第一項の港灣運送のうち、いわゆる船内、はしけ、沿岸及びいかだのいずれかの作業またはこれらに準ずる作業を行なう事業に適用することとし、また適用港灣は政令で指定することとしておりますが、当面は東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門のいわゆる六大港を中心に適用することとし、必要に応じ漸次これを拡大していく考えであります。

第二に、労働大臣は、毎年、港灣ごとに港灣雇用調整計画を定め、その計画においては、港灣ごとに必要とされる港灣労働者の数及びそのうちの日雇い港灣労働者の数を定めるとともに、港灣労働者の職業紹介、職業訓練その他港灣労働者の雇用の調整に関する重要事項を定めることとしております。その際、日雇い港灣労働者の数を定めるにあたりましては、常用港灣労働者の雇用の促進に資するように配慮を加えることとしております。なお、計画の作成にあたりましては、港灣に関する施策の総合調整に関する事項を審議するため閣内閣理大臣の諮問機関として設置される港灣調整審議会にはかることとしております。

第三に、港灣における日雇い労働者の確保とその雇用及び生活の安定をはかるため、日雇い港灣労働者を中心とする雇用の調整を行なうこととし、次のような諸措置をとることとしております。その一は、日雇い港灣労働者の登録制度であります。

公共職業安定所は、港灣労働者としての適格性を備えた日雇い労働者について、その者の申請に基づき港灣雇用調整計画において定められた日雇

い港灣労働者の必要数の範囲内で、これを登録することとし、登録日雇い港灣労働者には、荷役に従事する間、登録票を携帯せしめることによりその身分を明確にすることとしております。

また、常用港灣労働者については、事業主から公共職業安定所に届け出させることとし、港灣荷役に従事する間、常用港灣労働者証を携帯せしめることにより、その身分を明確にすることとしております。

その二は、日雇い港灣労働者の雇用の調整であります。港灣運送事業者が日雇い港灣労働者を雇い入れる場合には、原則として公共職業安定所の紹介によらなければならないこととし、この場合公共職業安定所は、まず登録日雇い港灣労働者を紹介し、なお不足するときは登録された者以外の日雇い港灣労働者を紹介することとしておりますが、それでもなお不足する際は、例外的に事業主の直接雇い入れを認めることとしております。

また、登録日雇い港灣労働者は、公共職業安定所長の指示するところにより公共職業安定所に出頭し、その紹介を受けて港灣荷役に就労することとを要することとしております。

なおこのほか、公共職業安定所は、労働条件に関する法令違反等があるその紹介する港灣労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、その事業主に対し、港灣労働者の紹介を停止することができるとしてしております。

その三は、登録日雇い港灣労働者に対する雇用調整手当の支給であります。

雇用調整手当は、登録日雇い港灣労働者が公共職業安定所の指示するところにより出頭したにもかかわらず港灣荷役に就労できなかった場合において、公共職業安定所長の証明に基づき、雇用促進事業団が支給することとしております。雇用調整手当の日額は、その者の賃金等級に応じ賃金額のおおむね六割を目安として定めることとしております。

その四は、港灣荷役に就労できなかった登録日雇い港灣労働者に対する訓練であります。

この訓練は、公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した登録日雇い港灣労働者に対して、港灣荷役に従事するために必要な知識及び技能を習得させるために、雇用促進事業団が実施するものであります。

その五は、登録日雇い港灣労働者のための福祉事業であります。

これは、登録日雇い港灣労働者のための福祉施設の設置及び運営その他これらの労働者の福祉を増進するための事業として、雇用促進事業団が行なうこととしております。

その六は、登録日雇い港灣労働者に対する退職金共済制度の適用であります。

港灣運送事業者が団体を設立して労働大臣の認定を受けた場合におきましては、その団体の構成員である港灣運送事業者の雇用する登録日雇い港灣労働者に対し、その登録の期間に応じて、中小企業退職金共済法に基づき退職金を支給することとしたのであります。

以上のほか、この法律案においては、常用港灣労働者の雇用の促進、港灣労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備、はしけ内居住の解消等に関する事業主の努力義務及び国、地方公共団体の援助義務について規定するとともに、雇用調整手当の支給に要する費用に充てるための納付金の徴収及び国庫補助、不服審査、都道府県知事の権限、違反行為に対する罰則等について所要の規定を設けましたほか、その附則におきまして、関係法律の条文につき所要の整備をいたしてあります。

以上、簡単にございましたが、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松澤委員長 次に、中村高一君外十三名提出の駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案
(目的)

第一条 この法律は、駐留軍労働者が日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への再就職を容易にするために必要な措置を講じ、もつて駐留軍労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「駐留軍労働者」とは、アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項に規定する諸機関に労務を提供するため、同協定第十二条第四項の規定に基づき国が雇用する者をいう。

(解雇制限)

第三条 防衛施設庁長官は、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い駐留軍労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の同意を得なければならない。

労働大臣は、解雇されようとする駐留軍労働

者が第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業に就くことが確定であると認める場合のほかは、前項の同意をしない。

3 労働大臣は、第一項の場合において同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきかなければならない。

4 第一項の場合において、労働大臣の同意を得ないでした解雇は、無効とする。

（雇用計画）
第四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきいて、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い生ずる余剰の駐留軍労働者の安定した職業を確保するための雇用計画を作成するものとする。

（転職促進の措置の実施）
第五条 労働大臣は、駐留軍労働者の転職を容易にするため、職業指導、職業紹介及び公共職業訓練その他労働省令で定める措置（以下「転職促進の措置」という。）が効果的に関連して実施されるようにしなければならない。

（関係機関の責務）

第六条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、転職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

（公共職業安定所長の指示）

第七条 公共職業安定所長は、第三条の規定によりした不同意に係る駐留軍労働者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、期間を定めて転職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、前項の指示を受けた駐留軍労働者の転職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めるときは、その者に対す

る指示を変更することができる。

（指示を受けた駐留軍労働者の義務）

第八条 前条第一項の指示を受けた駐留軍労働者は、その転職促進の措置の実施に当たる職員の手導に従うとともに、自ら進んで、すみやかに転職するように努めなければならない。

（不同意の取消し等）

第九条 労働大臣は、第七条第一項の指示を受けた駐留軍労働者が正当な理由がなく当該指示に従わないと認めるとき、又は第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業に就くことが確定であると認めるときは、当該駐留軍労働者に係る第三条の規定によりした不同意を取り消し、同条の同意をしなければならない。

2 第三条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（就職促進指導官）

第十条 労働大臣は、第七条第一項の指示を受けた駐留軍労働者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第一項に規定する船員である者を除く。以下第十一條第二項において同じ。）の転職を促進するために必要な職業指導を職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（駐留軍労働者雇用安定審議会）

第十一條 労働省に、駐留軍労働者雇用安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、駐留軍労働者の雇用の安定に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 審議会は、委員十五人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前五項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（船員である駐留軍労働者に関する特例）

第十二條 船員職業安定法第六條第一項に規定する船員である駐留軍労働者に関しては、この法律に規定する労働大臣又は公共職業安定所長の権限に属する事項（第十條に規定するものを除く。）は、それぞれ運輸大臣又は海運局長が行なうものとし、第三條第三項（第九條第二項において準用する場合を含む。）及び第四條中「駐留軍労働者雇用安定審議会」とあるのは「中央船員職業安定審議会」と、第五條中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によりした解雇の予告、雇入契約の解除の申入れ又は解約の申入れに係る解雇については、第三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）

3 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 駐留軍労働者の雇用安定に関する法律（昭和四十年法律第 号）に基づいて、駐留軍労働者の雇用計画を作成すること。

第十條第一項第八号中「及び身体障害者雇用促進法」を「身体障害者雇用促進法及び駐留軍労働者の雇用安定に関する法律」に改める。

第十三條第一項の表中身体障害者雇用促進法の項の次に次のように加える。

「駐留軍労働者雇用安定審議会（労働大臣の諮問に応じ、駐留軍労働者の雇用安定に関する事項を調査審議すること）」

項を調査審議すること。

第十八條第一項中「及び身体障害者雇用促進法（これに基づく命令を含む。）を」「身体障害者雇用促進法（これに基づく命令を含む。）及び駐留軍労働者の雇用安定に関する法律（これに基づく命令を含む。）」に改める。

第二十二條の表中「二四、七八六」を「二四、八二九」に、「二五、〇〇三」を「二五、〇四六」に改める。

理由

駐留軍労働者が日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への就職を容易にするための必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約二十億円の見込みである。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。提出者河野正君。

○河野（正）議員 私は、日本社会党を代表いたしました。駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案の提案理由の説明を行ないたいと思います。御承知のように、この法律案は前に衆議院に提案いたしましたものでありますが、残念にして成立しなかつたものであります。私たちがこの法律案を再び提案いたしました理由は、この法律案が駐留軍労働者にとって必要不可欠からざるものとの判断に立っているからであります。

何度も強調しておりますけれども、駐留軍労働者の地位はきわめて不安定であります。一昨年に於いては、アメリカのドル防衛政策、その戦略変更によって六千人をこえる労働者が解雇されました。六千人の解雇というものはたいへんな数でございます。政府もまたその再雇用の必要性を当

ながら、その雇用は常に不安定であり、再就職の保障もなく、いつ解雇されるかわからない状態に置かれている駐留軍労働者の雇用を安定をはかる

第一条は、駐留軍労働者雇用安定審議会を規定したものであります。

つて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第三条第一項中第三号を第五号とし、同号の前

第十九条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

て被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して三十日を経過した日の属する月の翌月から

は負傷及びこれらに起因する疾病による廢疾に係る障害年金の受給権は、その者が当該傷病につき当該共済組合が支給する廢疾年金又は障害年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

3 前項の規定は、第四十八条第一項の規定により、組合員たる被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾による廢疾と組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾による廢疾とを併合した廢疾の程度により支給する障害年金の受給権については、適用しない。

4 前項の障害年金については、受給権者が当該共済組合が支給する廢疾年金又は障害年金を受ける権利を取得した月の翌月から、その額を当該組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾による廢疾とを併合した廢疾の等級に該当するものとした額に改定する。

第五十五條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十七條中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第五十八條第一号中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二号中「第四種被保険者を除く。」を削り、同条第三号中「第四種被保険者以外の」を「被保険者の資格を喪失した後に」に改める。

第五十九條第一項中「維持し、且つ、左の要件に該当したものとする」を「維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項中「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の當時その子と生計を同じくしていたものとみなす」を「子とみなす」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(死亡の推定)

第五十九條の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三箇月以内にならない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内にならない場合は、遺族年金の支給に關する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。

航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三箇月以内にならない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内にならない場合は、遺族年金の支給に關する規定の適用については、その航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。

第六十條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、基本年金額の百分の五十に相当する額が六万円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その額を六万円とする。

第六十三條第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及び直系姻族」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六十五條を次のように改める。

第六十五條 削除

第三章第四節中第六十八條の次に次の一条を加える。

(支給の調整)

第六十八條の二 次に掲げる遺族年金は、当該被

保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、支給しない。

一 第四種被保険者が第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾により死亡した場合において、第五十八條第二号に該当することにより支給する遺族年金

二 被保険者であつた者が第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾により死亡した場合において、第五十八條第三号に該当することにより支給する遺族年金

三 第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾による廢疾に係る障害年金の受給権者(当該障害年金が第四十八條第一項の規定により支給されるものである場合においては、第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廢疾による廢疾を併合しない廢疾の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く)が死亡した場合において、第五十八條第四号に該当することにより支給する遺族年金

第六十九條中「第四十二條第一項各号」に規定する被保険者期間のいづれをも「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間」に改める。

第七十條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に、廢疾又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廢疾を支給事由とする障害年金又は障害手当金は、支給せず、また、当該廢疾については、第四十二條第二項の規定は、適用しない。

第七十三條の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過

失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、廢疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその廢疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保險給付の全部又は一部を行なわないことができる。

第七十四條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十條第一項各号列記以外の部分中「保險給付」の下に「(第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金又は通算老齢年金を除く)」を加える。

第八十一條第五項を次のように改める。

5 保險料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の五十八(特例第一種被保険者にあつては、千分の三十三)

二 第二種被保険者については、千分の四十四(特例第二種被保険者にあつては、千分の三十三)

三 第三種被保険者については、千分の七十二(特例第三種被保険者にあつては、千分の三十三)

四 第四種被保険者については、千分の五十八(第八十一條に次の一項を加える。

6 前項の保險料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第八十三條の次に次の一条を加える。

(第四種被保険者の保險料の前納)

第八十三條の二 第四種被保険者は、将来の一定期間の保險料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保險料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保險料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保險料が納付された

ものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

第八十五條の次に次の一条を加える。

(厚生年金基金又は厚生年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収)

第八十五條の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。

第八十六條の見出し中「保険料」を「保険料等」に改め、同条第一項本文中「保険料」の下に「その他この法律（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）の規定による徴収金」を加え、同項ただし書中「前条」を「第八十五條」に改め、同条第四項中「前条各号」を「第八十五條各号」に改め、同条第五項第一号中「保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同項第二号中「前条各号」を「第八十五條各号」に改める。

第八十七條に次の一項を加える。

6 第八十五條の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。

第九十一條中「保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加える。

第九十二條第一項中「法律」を「法律の規定」に改め、「及び障害手当金を受ける権利」及び「障害手当金以外の」を削り、同条第二項中「法律」を「法律の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五條の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

(基金の目的)

第六十六條 厚生年金基金（以下「基金」という。）は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第六十七條 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

(法人格)

第六十八條 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第六十九條 基金は、その名称中に厚生年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、厚生年金基金という名称を用いてはならない。

第二款 設立

(設立)

第七十條 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者（第四種被保険者を除く。）を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。この場合において、被保険者（第四種被保険者を除く。）の数は、合算して常時前項の政令で定める数以上でなければならない。

ならない。

第七十一條 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、規約をつくり、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 二以上の適用事業所について基金を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第七十二條 第六條第二項の規定による認可の申請と同時に基金の設立の認可の申請を行なう場合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

(成立の時期)

第七十三條 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第七十四條 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請を行なう適用事業所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

(規約)

第七十五條 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
四 代議員会に関する事項
五 役員に関する事項
六 加入員に関する事項
七 標準給付に関する事項

八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

九 信託又は保険の契約に関する事項

十 掛金及びその負担区分に関する事項

十一 事業年度その他財務に関する事項

十二 解散及び清算に関する事項

十三 業務の委託に関する事項

十四 公告に関する事項

十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

(公告)

第七十六條 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第七十七條 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所（基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。）の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てらる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に關し必要な事項

項は、政令で定める。

第百十八条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百十九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第百二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理

事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員の公務員たる性質)

第百二十一条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 加入員

(加入員)

第百二十二条 基金の設立事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く)は、当該基金の加入員とする。

(資格取得の時期)

第百二十三条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。

一 設立事業所に使用されるに至つたとき。

二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。

三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

(資格喪失の時期)

第百二十四条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日にさるに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。

三 その使用される事業所が、設立事業所でな

くなつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

(加入員の資格の得喪に関する特例)

第百二十五条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

(同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者の取扱い)

第百二十六条 同時に二以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入員としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内になければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日にさかのぼつて、その選択した一の基金以外の加入員でなかつたものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令の定めるところにより、当該二以上の基金のうちその一の基金を選択したものとみなす。

5 甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員でなくなつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

第百二十七条 同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の申出により基金の加入員としないものとする。

2 前項の申出は、その者が同時に設立事業所と

設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

3 設立事業所以外の事業所に使用される被保険者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日にさかのぼつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする。

4 基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所とに使用されることとなつた日に、当該基金の加入員の資格を喪失する。

(設立事業所の事業主の届出)

第百二十八条 設立事業所の事業主は、加入員に関する第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第二十九条第一項の規定による通知があつたときは、すみやかに、その通知があつた事項を基金に届け出なければならない。

(標準給与)

第百二十九条 基金は、加入員の給与の月額に基づき、標準給与を定めなければならない。

2 基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所(第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ)に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設立事業所以外の適用事業所で受ける給与の月額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入しなければならない。

3 前二項に規定する給与の範囲及び月額の算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

4 設立事業所の事業主は、加入員の給与の月額に関する事項を基金に届け出なければならない。

5 基金は、標準給与の決定又は改定を行なつたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

6 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7 当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の月額に関する事項を同項の基金に届け出なければならない。

第五款 基金の行なう業務
(基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第二百三十条 基金は、第六百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者に対し、年金たる給付(以下「年金給付」という。)の支給を行なうものとする。

2 基金は、政令の定めるところにより、加入員若しくは加入員であつた者の死亡又は加入員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

3 基金は、政令の定めるところにより、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(年金給付の基準)
第三十一条 基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に行なうものでなければならない。

一 加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。
ただし、加入員がその資格を取得した月に老

齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき、及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除く。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六十五歳に達した後に加入員の資格を取得したものが、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したとき。ただし、その者が加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したものであるときを除く。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅理由(第四十六條の六第三号に掲げる理由を除く)以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

第二百三十二条 基金が支給する年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。

2 基金が支給する年金給付の額は、次の各号に規定する額をこえるものでなければならない。

一 老齢年金の受給権者(次号に掲げる者を除く)又は通算老齢年金の受給権者に支給する年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 老齢年金の受給権者であつて、加入員たる被保険者であつた期間の一部が特例第三種被保険者であつた期間であるものに支給する年金給付にあつては、次の各号に掲げる額を合算した額

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

ロ 当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

第二百三十三条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項各号に規定する額(当該老齢年金又は通算老齢年金が第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の全部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額の百分の八十に相当する額)をこえる部分については、この限りでない。

(裁定)
第二百三十四条 基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、基金が裁定する。

(年金給付の支払期月)
第二百三十五条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付の支払期月については、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払期月の例による。ただし、年金給付の額が政令で定める額に満たない場合における支払期月については、政令の定めるところによる。

(準用規定)
第二百三十六条 第三十七條、第四十條、第四十條の二及び第四十一條第一項の規定は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六條第一項及び第二項並びに第三十九條第二項前段の規定は、基金が支給する年金給付

について、第四十一條第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七條第一項及び第二項並びに第四十條中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十條の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一條第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金が支給する年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

第六款 費用の負担
(国庫負担)
第二百三十七條 国庫は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又は通算老齢年金(その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の全部につき支給を停止されているものを除く)の受給権者に基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 第二百三十二條第二項第一号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の十五(その者の加入員たる被保険者であつた期間の全部が特例第三種被保険者であつた期間であるときは、百分の二十)を乗じて得た額

二 第二百三十二條第二項第二号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号イに規定する額に百分の二十を乗じて得た額と同号ロに規定する額に百分の十五を乗じて得た額との合算額

3 前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の申出により、第一項の規定による国庫の負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしており、かつ、老齢年金又は

通算老齢年金の支給開始年齢に達している者に当該基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとする。この場合において、その国庫負担の額は、当該加入員又は加入員であつた者に係る第百三十二条第二項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したものとした場合における同項各号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 前項の政令で定める率は、同項の規定による国庫の負担が、年金数理に照らし、第二項の規定による国庫の負担に相当するものとなるように定められるものとする。

(掛金)

第百三十八条 基金は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てため、掛金を徴収する。

2 掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 掛金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4 第百二十九条第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

(掛金の負担及び納付義務)

第百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

4 加入員が同一の基金の設立事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の負担すべき掛金の額及び掛金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(徴収金)

第百四十条 基金は、第百二十九条第二項に規定する加入員に係る年金給付の支給に要する費用の一部に充てため、当該加入員につき第百三十八条第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2 当該加入員及び第百二十九条第二項に規定する当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む。）は、それぞれ前項の徴収金を負担する。

3 前項の規定により事業主が負担する徴収金の額は、事業主が当該基金の設立事業所の事業主であるとした場合において当該加入員につき掛金として負担すべきこととなる額に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこえるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該事業主が設立事業所の事業主である場合
合 当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合においてその者につき掛金として負担すべきこととなる額

二 当該事業主が設立事業所の事業主でない場合
合 当該加入員が加入員でないとした場合においてその者につき保険料として負担すべきこととなる額からその者につき保険料として負担する額を控除した額に相当する額

4 当該加入員は、第一項の徴収金の額から前項の規定により事業主が負担する額を控除した額を負担する。

5 第一項の徴収金は、当該加入員に係る年金給

付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間の各月につき、徴収するものとする。

6 当該加入員を使用する事業主は、当該加入員及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7 当該加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の徴収金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(準用規定)

第百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条、第八十七条第一項から第五項まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項及び第四項中「保険料」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替へるほか、掛金については、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 前項において準用する第八十六条第五項の規

定により基金が国税滞納処分例により処分することができず、同項の規定により当該市町村に対して処分を請求したにもかかわらず、当該市町村がその請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しない場合に限るものとする。

3 基金は、前項の規定により国税滞納処分例により処分しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(合併)

第百四十二条 基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によつて基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)

第百四十三条 基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。

3 分割を行なう場合においては、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。

4 分割によつて基金を設立するには、分割により設立される基金の設立事業所となるべき事業所の事業主が規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に年金給付の支給に関する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(設立事業所の増減)

第百四十四條 基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部及びその事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く)の二分の一以上の同意を得なければならない。

2 前項の場合において、その増加又は減少に係る事業所が二以上であるときは、同項の被保険者の同意は、各事業所について得なければならない。

3 第六條第二項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行なう場合にあつては、前二項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

4 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。

第八款 解散及び清算

(解散)

第百四十五條 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二 基金の事業の継続の不能

三 第百七十九條第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による年金給付等の支給に関する義務の消滅)

第百四十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百四十七條 基金が第百四十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がいないとき

二 基金が第百四十五條第一項第三号の規定により解散したとき

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に

要する費用は、基金が負担する。

4 第百二十一條の規定は、基金の清算人について、民法第七十三條及び第七十八條から第八十條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八條の規定は、基金の清算人について準用する。この場合において、同法第百三十八條第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十八條 厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは實地にその状況を検査させることができる。

2 第百條第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同條第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 厚生大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分違反に違反していると認めるとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該清算人に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第二節 厚生年金基金連合会

(設立)

第百四十九條 基金は、第百六十條第一項に規定する中途退却者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)

第百五十條 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第百五十一條 連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、厚生年金基金連合会という名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

第百五十二條 連合会を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、五以上の基金が共同して規約をつくり、基金の三分の二以上の同意を得て行なうものとする。

3 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

4 厚生大臣は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要があると認めるときは、基金に対し、連合会に加入することを命ずることができる。

5 第百四十四條の規定は、連合会について準用する。この場合において、同條中「基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主」とあるのは、「連合会の設立の認可の申請をした基金の理事長」と、「当該適用事業所の事業主」とあるのは、「当該基金の理事長」と読み替へるものとする。

(規約)

第百五十三條 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称 二 事務所の所在地 三 評議員会に関する事項 四 役員に関する事項 五 会員の資格に関する事項 六 年金給付に関する事項 七 附帯事業に関する事項 八 信託又は保険の契約に関する事項 九 会費に関する事項 十 事業年度その他財務に関する事項 十一 解散及び清算に関する事項 十二 業務の委託に関する事項 十三 公告に関する事項 十四 その他組織及び業務に関する重要事項 第十五条第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。 (準用規定) 第一百五十四条 第一百十六条の規定は、連合会について準用する。 (評議員会) 第一百五十五条 連合会に、評議員会を置く。 2 評議員会は、評議員をもつて組織する。 3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。 4 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。 6 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に關し必要な事項は、政令で定める。 第一百五十六条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。	一 規約の変更 二 毎事業年度の予算 三 毎事業年度の事業報告及び決算 四 その他規約で定める事項 2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することが出来る。 3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。 4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することが出来る。 (役員) 第一百五十七条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。 3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。 4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることが出来ない。 (役員の職務等) 第一百五十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。 2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。 3 監事は、連合会の業務を監査する。 4 連合会と理事長との利益が相反する事項につ	いては、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。 5 第二百二十一条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。 (連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結) 第一百五十九条 連合会は、次条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途退者に対し、年金給付の支給を行なうものとする。 2 連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。 3 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。 4 第三百三十条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。 5 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することが出来る。 (中途退者に係る措置) 第一百六十条 基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ)の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に関する義務を移転することが出来る。 2 連合会は、前項の規定により義務の移転の出があつたときは、これを拒絶してはならない。 3 第一項の規定により義務の移転を行なう場合には、基金は、連合会に対し、当該中途退者の加入員であつた期間に係る年金給付の現価に	相当する金額(以下「現価相当額」という)を交付しなければならない。 4 前項の規定により交付すべき現価相当額の計算については、政令で定める。 5 連合会は、第三項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。 6 連合会は、前項の規定により中途退者に係る年金給付の支給に關する義務を承継したときは、その旨を当該中途退者に通知しなければならない。 7 連合会は、中途退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。 第一百六十一条 連合会が前条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途退者に係る当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。 2 前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途退者に係る年金給付の現価相当額の交付を請求することが出来る。 3 前項の現価相当額の計算については、政令で定める。 第一百六十二条 第一百六十条第一項の規定により中途退者に係る年金給付の支給に關する義務を連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途退者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替えて、同条の規定を適用する。 2 前項に規定する者については、第一百四十二条第四項ただし書及び第一百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。 (裁定)
---	---	---	--

第百六十三条 第百五十九条第一項の年金給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

(準用規定)

第百六十四条 第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十一条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条

第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第百六十六条、第百六十八条及び第百六十九条の規定は、前項において準用する第四十条の二の規定による徴収金について準用する。この場合において、第百六十六条第一項、第二項及び第五項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

(国庫負担)

第百六十五条 国庫は、第百三十七条第二項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

(解散)

第百六十六条 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員の議決

二 第百七十九条第五項の規定による解散の命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金給付の支給に関する

(義務の消滅)

第百六十七条 連合会は、解散したときは、第百六十条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に係る当該義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった年金給付がまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百六十八条 連合会が第百六十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百六十六条第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3 第百四十七條第二項(第二号を除く)から第五項まで及び第百四十八條の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雜則

(不服申立て)

第百六十九条 標準給付若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他この章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項において準用する第百六十六条の規定による処分に不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「第百六十九条において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替えるものとする。

(時効)

第百七十条 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金が

その全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項において準用する第百六十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第百七十一条 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第百七十二條 市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、加入員、加入員であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(書類等の提出)

第百七十三条 基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に対して、廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(準用規定)

第百七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金

金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(基金及び連合会の財務)

第百七十五条 基金及び連合会は、事業年度その他その財務に関しては、政令の定めるところによらなければならない。

(契約の締結の届出)

第百七十六条 基金及び連合会は、第百三十条第三項又は第百五十九条第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

(報告書の提出)

第百七十七条 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第百七十八条 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(基金等に対する監督)

第百七十九条 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分と違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つていと認めるときは、期間を定め、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是

正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができる。

6 第四百四十八条第五項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。この場合において、第四百四十八条第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替えるものとする。

(権限の委任)
第百八十条 この章に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)
第百八十一条 この章に特別の規定があるものを除くほか、この章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第百八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四節 罰則
第百八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第百二十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百三十九条第三項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

2 第百二十九条第二項に規定する設立事務所以外の事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第百二十九条第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百四十条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

第百八十三条 第百七十八条又は第百四十八条第一項(第百六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 第百二十九条第五項の規定に違反して、同項の規定による通知をしなかつた者も、前項と同様とする。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の規定違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百八十五条 次の各号の一に該当する場合に於て、その違反行為をした基金又は連合会の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第百十五条第三項(第百五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百四十八条第三項(第百六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

三 第百七十七條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百七十九條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金又は連合会が行なうものとされた事業以外の事業を行なつたとき。

第百八十六条 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、その役員を一万円以下の過料に処する。

一 第百十六條(第百五十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第百六十條第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百六十條第七項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 第百七十六條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百八十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 設立事業所の事業主が、第百二十八條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 設立事業所の事業主が、第百七十四條において準用する第百八十八條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 加入員が、第百七十四條において準用する第百八十八條第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第百七十四條において準用する第百八十八條第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第二項の規定に違反して、厚生年金基金という名称又は厚生年金基金連合会という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第十條中「第五十九條第一項第二号」を「第五十九條第一項第一号」に改め、「それぞれ同表の中欄のように、第六十五條中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については、」を削り、同条の表中

五十五歳	五十歳	五十五歳
五十六歳	五十一歳	五十六歳
五十七歳	五十二歳	五十七歳
五十八歳	五十三歳	五十八歳
五十九歳	五十四歳	五十九歳

附則第十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が昭和四十年五月一日以後六十五歳に達したときも、前項と同様とする。

附則第十六條第二項に後段として次のように加える。

第五十九條の二に定める事項についても、同様とする。

附則第二十二條第一項中「第四種被保険者以外」の「を」を削る。

附則第二十八條の次に次の一条を加える。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第二十八條の二 被保険者期間が一年以上である者が老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を

満たしていないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者期間と旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者期間と船員保険の被保険者であつた期間（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。）に三分の四を乗じて得た期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

四 前項の特例老齢年金の額は、通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

五 通算年金通則法第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

は、この法律による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第三十八條の改正規定、第三十九條の改正規定、第四十條の次に一条を加える改正規定、第五十九條の次に一条を加える改正規定、第六十三條第一項第三号の改正規定、第七十三條の改正規定、第七十三條の次に一条を加える改正規定、第七十四條の改正規定、第九十二條の改正規定及び厚生年金保険法附則第十六條第二項の改正規定並びに附則第二条、第四條、第十三條、第十八條、第二十條及び第三十七條から第四十條までの規定並びに附則第四十三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二十四條の改正規定、同法第六十三條の改正規定及び同法第四十三條の七の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十六條の規定は、公布の日から施行する。

（減額老齢年金制度）

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとす。

（標準報酬に関する経過措置）

第三条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千円、五千円若しくは六千円である者又は三万六千円である者（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）の同年五月月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

（不正利得の徴収に関する経過措置）

第四条 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十條の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

（老齢年金の支給の特例）

第五条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに對しては、この法律による改正後の同法同条同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいずれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六條の三第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに對しては、この法律による改正後の同法第四十六條の三の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（特例老齢年金の支給に関する経過措置）

第七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八條の二第一項の特例老齢年金を支給する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（従前の保険給付の額の特例）

第八条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金額を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額についても、第一項と同様とする。

（旧法による保険給付の額の特例）

第九条 昭和四十年五月一日において現に厚生年

金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く）を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く）を六万七千二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）が八万四千円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することとができる。

4 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡婦年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く）を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡婦年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける

ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

（保険給付の支給に関する経過措置）

第十一條 前三條に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給してないものについては、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十二條 昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八條の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合に、この限りでない。

（死亡の推定に関する経過措置）

第十三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

（支給停止に関する経過措置）

第十四條 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五條の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六條第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

（旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）

第十五條 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三條第一項の規定の例による。

（保険料に関する経過措置）

第十六條 昭和四十年四月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十七條 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五（同項第二号に規定する者については、千分の四）を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一條第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（時効に関する経過措置）

第十八條 この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二條第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十九條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第九十條第二項及び第九十五條第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（基金の認可の申請の手續に関する経過措置）

第二十條 事業主は、昭和四十年五月一日前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることができ。

（印紙税法の一部改正）

第二十一條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十ノ次の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十一 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会ノ厚生年金保険法第三十條又ハ第百五十九條ニ掲グル給付ニ關スル證書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第二十二條 所得税法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に、「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第八條第八項第二号中「同法附則第二十八條に規定する共済組合の組合員が負担する当該共済組合の掛金」を「厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第四十條第四項の規定により負担する徴収金を含む。）」に改める。

第九條第二項中「退職年金業務を行なう法人から同項に規定する」を「退職年金に関する」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二十三條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「信託又は保険の契約」を「信

託若しくは保険の契約又は厚生年金保険法第三十條第三項若しくは第五十九條第三項の規定により締結された信託若しくは保険の契約に改める。

第五條第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第十二條の二第三項中「控除して計算した金額」の下に「(当該契約が厚生年金保険法第三十條第三項又は第五十九條第三項の規定により締結された信託又は保険の契約である場合には、当該金額から、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該信託又は保険の契約に係るものとして命令で定める金額を控除した金額)」を加え、同項第一号中「その額を」を「当該契約が第二條第二項に規定する退職年金に関する信託又は保険の契約である場合においてその額に」ある場合にはを「あるときは」に改め、同項第三号中「の累積額」を「又はその時まで」に当該契約に基づいて厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会に対し支払われた金額の累積額に改め、同項第四号中「退職一時金の額」の下に「又はその時まで」に当該契約に基づいて厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会に対し支払われた金額を、「その支給」の下に「又は支払」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第二十四條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「ラを」とし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。
ソ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(厚生省設置法の一部改正)

第二十五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六十二號の四を第六十二號の五とし、第六十二號の三を第六十二號の四とし、第六十二號の二を第六十二號の三とし、第六十二號の次に次の一号を加える。

六十二の二 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四條の二第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、第四號の次に次の一号を加える。

五 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を指導監督すること。

第三十六條の四「第六十二號の三」を「第六十二號の四」に改める。

(地方税法の一部改正)
第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第二十七條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第九十條」の下に「(同法第六十九條において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第三條第二号中「健康保険組合がした処分」を「健康保険組合又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会(以下「健康保険組合等」という。))がした処分」に、「健康保険組合の事務所」を「健康保険組合等の事務所」に改める。

院給付、標準給付、年金給付若しくは一時金たる給付」に改め、同條第二項中「又は標準報酬」を「若しくは標準報酬又は標準給付」に改める。

第五條第二項中「健康保険組合」を「健康保険組合等」に改める。

第九條第一項中「国民年金事業の管掌者」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は国民年金事業の管掌者」に改める。

第十條第五項中「前條第一項」を「第九條第一項」に改める。

第十九條中「厚生年金保険法第九十一條」の下に「(同法第六十九條において準用する場合を含む。第三十二條第二項において同じ。)」を加える。

第三十條第一項中「厚生年金保険」の下に「(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の行なう事業を含む。)」を、「被保険者」の下に「(厚生年金基金の加入員を含む。第三十九條第二項において同じ。)」を加える。

第三十二條第五項中「厚生年金保険法第八十六條第五項」の下に「(同法第四十一條第一項及び第六十四條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二十八條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第四項及び第六十一條の二第三項中「百元」を「二百五十円」に、「千分の六」を「千分の十」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九條 前條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四條第四項又は第六十一條の二第三項の規定は、昭和四十年五月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算について適用し、同日前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第三十條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十七條の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第四十六條第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第二の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第三十一條 前條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六條第二項ただし書、第三十七條の二第三項、第四十六條第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第三十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第八十八條第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第三の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

三、二〇〇円に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 前條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書（同法附則第十三條の二第三項において準用する場合を含む）、第七十九條の二第三項、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

〔国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正〕

第三十四条 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十二条の二中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第三十三条中「三万五千百門」を「六万七千二百門」に、「該当するものがあるときは、その」を「該当するもの（以下この条において「扶養遺族」という。）が七人以上あるときは、三万五千百門に扶養遺族」に改める。

第四十五条の三第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

三十五條 前條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三條第二項（同法第四十一條第一項及び第四十二條第一項において準用する場合を含む）、第三十二條の二（同法第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第四十七條の二第二項（同法第四十八條の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む）、第三十三條（同法

第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。及び第四十五条の三第二項（同法第四十八条の二において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三十六条 通算年金通則法（昭和三十六年法律

第百八十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二号中「昭和二十九年法律第百十五

号)を「昭和二十九年法律第百十五号」(第九章を除く。)に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律

第百八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二十一条第二号中「三年」を「五年」

に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則第三十九条第一項第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号

附則第四十四條第二号中「三年」を「五年」を削る。

に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。
(通算年金制度を創設するための関係法律の一)

部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
三十八条 昭和三十六年十一月一日前から引き

（以下この条において「組合」という。）の組合

員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子

(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)については、前条の規定による改正後の通

算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」と

あるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の公布の日」

と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合

法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同頁の規定

にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則

第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職

一時金を支給する場合において、その者に第二項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金

として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべきと同一と

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給額が時金の内払とみなす。

項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日以前において消滅する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第八十二條第三項第一号中「二万四千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第九十三條第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。
別表第四の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二條 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八條第二項ただし書(同法第二百二條第三項、第二百二條及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む)、第八十二條第三項(同法第二百二條において準用する場合を含む)、第九十三條第二項及び第三項(同法第二百二條において準用する場合を含む)並びに別表第四(同法第二百二條において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第四十三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第二十四條の表の下欄中「三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子」を「五年以内に退職する者」に、「昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第四十一條中「三万五千五百二十円」を「六万七千二百円」に、「があるときは、その」を「(以下この条において「扶養遺族」という。(が七人以上あるときは、三万五千五百二十円に扶養遺族)に改める。

第四十二條中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。
第六十三條第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

第四十三條の四第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。
第四十三條の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

第四十三條の十五中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四條 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條第二項(同法第五十五條第一項において準用する場合並びに第七十條、第九十二條及び第九十三條の規定によりその例によることとされる場合を含む)、第四十一條(同法第五十五條

条第一項、第八十三條第二項及び第九十四條第二項において準用する場合を含む)、第四十二條(同法第五十五條第一項、第八十二條第二項、第九十三條第二項及び第九十九條第二項において準用する場合を含む)、第九十四條第三項(同法第九十三條の十八において準用する場合を含む)及び第九十四條の十五(同法第九十三條の十八において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十一年五月一日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第四十五條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という)第二十四條の表の上欄に掲げる者である更新組合員(施行法第二條第十号に規定する更新組合員をいう。以下この条において同じ)であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(附則第四十三條の規定による改正前の施行法第二十条第四條の規定による申出を行なうことができた者を除く)については、附則第四十三條の規定による改正後の施行法第二十四條中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 昭和三十六年十一月一日前日から昭和三十七年十一月三十日まで引き続き国の長期組合員(施行法第二條第一項第五十四号に規定する国の長期組合員をいう)である職員であつた更新組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、附則第四十三條の規定による改正後の施行法第六十三條第七項中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前二項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づき共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、施行法第二十四條又は第六十三條第七項に規定する申出をすることができない。

4 第一項又は第二項の規定の適用により第一項又は第二項に規定する者に地方公務員等共済組合法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項又は第二項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、第一項又は第二項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第一項又は第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日以前において消滅する。

第四十六條 昭和三十九年九月三十日に地方公務員等共済組合法第四十二條の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員(施行法第九十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)であつて、同年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、附則第四十三條の規定による改正後の施行法第六十三條の七中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、施行法第九十三條の七に規定する申出をすることができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定の適用に

より支給すべき退職一時金の支給について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利について準用する。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六条第一項ただし書(同法附則第二十条において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

理由

最近における国民生活水準の著しい向上と人

口構造の老齡化傾向にかんがみ、厚生年金保険の給付内容を大幅に改善し、被保険者の老齡保障の充実強化を図り、あわせて厚生年金保険の被保険者を加入員とする厚生年金基金を設けるとともに、その支給する年金給付と老齡年金及び通算老齡年金との間に適切な調整措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条ノ二」に、「第三十九条ノ五」を「第三十九条ノ六」に、「第五十條ノ八」を「第五十條ノ十」に、「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。

第二条ノ二を第二条ノ三とし、第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 本法ニ依ル年金タル保険給付ノ額ハ国民ノ生活水準其ノ他ノ諸事情ニ著シキ變動ガ生ジタル場合ニ於テハ變動後ノ諸事情ニ応ズル為ニ調整ガ加ヘラルベキモノトス

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬額	報酬月額
第一級	九、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第二級	一〇、〇〇〇円	三、三〇〇円
第三級	一一、〇〇〇円	四、〇〇〇円
第四級	一四、〇〇〇円	四、七〇〇円
第五級	一六、〇〇〇円	五、三〇〇円
第六級	一八、〇〇〇円	六、〇〇〇円
第七級	二〇、〇〇〇円	六、七〇〇円

第八級	二二、〇〇〇円	七、三〇〇円	二二、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第九級	二四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一〇級	二六、〇〇〇円	八、七〇〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一級	二八、〇〇〇円	九、三〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第二級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上三四、〇〇〇円未満
第三級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三四、〇〇〇円以上三七、〇〇〇円未満
第四級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三七、〇〇〇円以上四〇、〇〇〇円未満
第五級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	四〇、〇〇〇円以上四三、〇〇〇円未満
第六級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四三、〇〇〇円以上四六、〇〇〇円未満
第七級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、〇〇〇円以上四九、〇〇〇円未満
第八級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四九、〇〇〇円以上五二、〇〇〇円未満
第九級	五一、〇〇〇円	一、七〇〇円	五二、〇〇〇円以上五五、〇〇〇円未満
第一〇級	五四、〇〇〇円	一、八〇〇円	五五、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第一級	五七、〇〇〇円	一、九〇〇円	五八、〇〇〇円以上六一、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上六四、〇〇〇円未満
第三級	六四、〇〇〇円	二、一〇〇円	六四、〇〇〇円以上六七、〇〇〇円未満
第四級	六八、〇〇〇円	二、二〇〇円	六七、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第五級	七二、〇〇〇円	二、三〇〇円	七〇、〇〇〇円以上七三、〇〇〇円未満
第六級	七六、〇〇〇円	二、四〇〇円	七三、〇〇〇円以上七六、〇〇〇円未満
第七級	八〇、〇〇〇円	二、五〇〇円	七六、〇〇〇円以上七九、〇〇〇円未満

第五條第一項中「障害手当金」を削る。
第十二條第一項及び第三項中「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。
第十二條ノ二第一項中「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。
第二十四條第四項中「老齡」の下に「、廢疾」を加え、「第五十條第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金及」を削る。
第二十三條第二項第三号本文中「又ハ四十歳未満ノ妻」を削り、同号ただし書を削り、同条第四項中「子と看做シ、第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ口ヨリ被保険者又ハ被保険者

タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」を「子ト看做ス」に改める。
第二十三條ノ三中「第四十二條」を「第四十二條ノ二」に、「第五十條ノ六」を「第五十條ノ八」に改める。
第二十四條ノ二の次に次の一条を加える。
第二十四條ノ三 乙年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ同一人ニ対シ乙年金ノ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スベキ場合ニ於テ乙年金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタル月ノ翌月

以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第二十六條中「及通算老齡年金」を「通算老齡年金及脱退手當金」に改める。
第二十七條中「又ハ通算老齡年金」を「通算老齡年金又ハ脱退手當金」に改める。
第三十一條第一項中「其ノ給付開始後」を「其ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改め、同條第二項中「支給開始後」を「支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十四條第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第一号乃至第六号ニ掲グル」を「一級又ハ二級ニ該當スル」に、「前項」を「同項」に改め、同條第三項中「第四十條第二項」を「第四十條第三項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項各号ノ一ニ該當スル被保險者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保險者ガ六十五歳ニ達シタル後同項各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス第三十五條を次のように改める。

第三十五條 老齡年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル額ヲ合算シタル金額トス
一 六万円(十五年以上被保險者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一月ニ對シ四千円ヲ十二月以テ除シテ得タル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ加フベキ額ガ三万円ヲ超ユルトキハ其ノ加フベキ額ハ三万円トス)
二 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一ニ相當スル額ニ被保險者タリシ期間ノ月數ヲ乗ジテ

得タル額
第三十七條中「為リタルトキ」の下に「(六十五歳ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク)」を加える。

第三十八條中「第三十四條第二項」を「第三十四條第三項」に、「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受ケル者ガ被保險者タル間其ノ額(第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相當スル額ヲ除キタル額)ノ百分ノ二十二ニ相當スル部分ノ支給ヲ停止ス
第三章第五節第一款中第三十八條の次に次の一條を加える。

第三十八條ノ二 老齡年金ノ支給ヲ受ケル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後被保險者ト為ルコトナクシテ三十日ヲ経過シタルトキハ前後ノ被保險者タリシ期間ヲ合算シテ老齡年金ノ額ヲ改定ス
第三十九條ノ二に次の一号を加える。

三 第一号イ乃至ニノ何レカニ該當スル被保險者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保險者ガ六十五歳ニ達シタル後同号イ乃至ニノ何レカニ該當スルニ至リタルトキ
第三十九條ノ四を次のように改める。

第三十九條ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受ケル者ガ左ノ各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齡年金ヲ受ケル權利ヲ失フ
一 死亡シタルトキ
二 被保險者ト為リタルトキ但シ六十五歳ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク
三 老齡年金ヲ受ケル權利ヲ有スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ五第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齡年金ハ」の下に「第二十四條ノ第三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同條に第一項として次の一項を加える。
通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受ケル者ガ被保險者

タル間其ノ額ノ百分ノ二十二ニ相當スル部分ノ支給ヲ停止ス
第三章第五節第二款中第三十九條ノ五の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ六 第三十八條ノ二ノ規定ハ通算老齡年金ノ支給ヲ受ケル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日)」を加え、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ別表第五ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金トシテ障害手當金ヲ支給ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同條の次に次の一項を加える。

被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治癒シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ三年以内ニ治癒シタル場合ニ於テ別表第五ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金トシテ障害手當金ヲ支給ス
第四十一條第一項第一号「乘ジテ得タル金額」の下に「(十五年以上被保險者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬月額ノ六分ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス)」を加え、同條第二号中「平均標準報酬月額ノ四分ニ相當スル金額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス)」ニ廢疾ノ程度ニ應ジ別表第一ノ二ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル金額(其ノ金額ガ六万円ニ滿タザルトキハ六万円)に改め、同條第二項及び第三項を削り、同條に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受ケベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ニ依リ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合シタル廢疾ノ程度ニ應ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ從前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ從前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス
第四十一條ノ第一項中「第一号乃至第六号」ヲ「一級又ハ二級」に改める。

第四十一條ノ三第二号中「平均標準報酬月額ノ十分ニ相當スル金額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス)」ノ百分ノ百五十二ニ相當スル金額」に改める。
第四十二條ノ二を削り、第四十二條を第四十二條ノ一とし、第四十一條ノ三の次に次の一條を加える。

第四十二條 職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケル者ガ障害年金ヲ受ケル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタル際ハ別表第五上欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ障害年金ノ六年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額(其ノ額其ノ廢疾ノ程度ニ應ズル職務上ノ事由ニ因リ障害手當金ノ額ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害手當金ノ額ニ相當スル金額)ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得
障害年金ヲ受ケル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒ前項ノ規定ニ依リ一時金ヲ受ケル權利ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ年金ヲ受ケル權利ヲ失ヒタル月ノ翌月以後ノ分トシテ其ノ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ一時金ノ内払ト看做ス

第四十三條第一項中「左ノ區別ニ依リ」を「其ノ者ノ選択ニ依リ」に改め、各号を削り、同條第二項中「第四十四條」の下に「若ハ第四十四條ノ

三」を加え、「障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキ」を「障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給ヲ停止セラレタルトキ」に改める。

第四十四条を次ように改める。

第四十四条 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ廃疾ノ状態ニ該当セザルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十四条ノ二 第二十条ノ規定ニ依ル

合ノ組合員タルモノ(以下共済被保険者ト称ス)ガ其ノ共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廢疾ニ付第四十條第一項ノ規定ニ依リ廢疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付当該共済組合ガ支給スル廢疾年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルトキハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ廢疾ニ付テハ障害年金ヲ支給セズ

共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷
及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廢疾ニ係ル障害
年金ヲ受クル權利ハ其ノ者ガ同一ノ疾病又ハ負
傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付当該共済組合ガ
支給スル廢疾年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ

有スルニ至リタルトキハ消滅ス

第四十一條第三項ノ規定ニ依リ其濟被保險者以外ノ被保險者タリシ間ニ癩シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ癩シタル疾病ニ因ル癩疾ノ狀態ト其濟被保險者タリシ間ニ癩シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ癩シタル疾病ニ因ル癩疾ノ狀態ト合シタル癩疾ノ程度ニ因リ支給スル障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ當該其濟組合ガ支給スル癩疾年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ノ額ヲ當該其濟被保險者タリシ間ニ癩シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ癩シタル疾病ニ因ル癩疾ノ狀態ト合セザル癩疾ノ狀態ニ支給スベキ額ニ改定ス

第四十四條ノ三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者

タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発
シタル疾病ニ因リ廢疾ト為リタルニ依ル障害年
金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾
病ニ付國家公務員災害補償法（昭和二十六年法

律第百九十一号)第十三条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百十三号)第三条第三号若ハ労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラルタル場合
害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ更ニ職
務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受ケル程度ノ廢
疾ト爲リタル場合ニハ第四ノ条第三項ノ規定
ハ之ヲ適用セザルモノトシ其ノ支給ヲ停止セラ
レザルニ至リタルトキ前後ノ廢疾ノ狀態ヲ合シ
タルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス職務外ノ事由
ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ前項ノ
規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラルベキ障害年金
ヲ受ケル程度ノ廢疾ト爲リタル場合ニ於テ亦

第四十五条に次の一項を加える。

第四十五条ノ三第一項及び第二項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

第四十六条第一項第二号及び第四十八条中「及障害手当金」を、「障害手当金及第四十二条ノ規

定ニ依ル一時金」に改める。

第五十條第五号中「被保険者ノ資格喪失前」を「被保険者ノ資格喪失後被保険者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」を加へ、同条第六号中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第五十條ノ二第一項第一号中「其ノ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ老齡年金ノ額」を「第三十五

案ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十シテ計算シタル額トス)に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十條ノ四第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及直系姻族」に改め、同条第二項を削る。

第五十條ノ五第一項を削る。

第三章第九節中第五十條ノ八を第五十條ノ十と

し、第五十条ノ七を第五十条ノ九とし、

ノ六を第五十條ノ八とし、第

の二条を加える。

第五十條ノ六 左ニ掲クル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ヲ受クベキ者在ルトキハ之ヲ支給セズ

一 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ガ同条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第四号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

二 被保険者タリシ者ガ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及

之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合
ニ於テ第五十条第五号ニ該当シタルニ因リ支
給スベキ遺族年金

三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ

発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リテ発シタル疾
 病ニ因ル癱疾ニ付障害年金ノ支給ヲ受ケル者
 (第四十一条第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル
 者ニシテ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリ
 シ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リテ發シ
 タル疾病ニ因ル癱疾ヲ合セザルモ職務外ノ事
 由ニ因ル癱疾ノ狀態ガ別表第四下欄ニ定ムル
 一級又ハ二級ニ該當シタルモノヲ除ク)ガ死
 亡シタル場合ニ於テ第五十條第六号ニ該當シ
 タルニ因リテ支給スベキ遺族年金

第五十條ノ七 前条各号ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ国家公務員災害補償法第十五条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、公立学校ノ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師ノ公務災害補償に關する法律第三條第四号若ハ勞働基

準法第七十九條ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ勞働者災害補償保險法第十二條第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受クベキ者在ルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

第五十一條第一項中「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ」を削リ、「障害手当金、遺族年金若

ハ葬祭料ノ支給ヲ為サズ」を「若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ又当該事故ニ付テハ第三十四条第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」に改め、同条第二項中

「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失
第五十二條中「被保險者タリシ者ガ」の下に
十條ノ六」を「第五十條ノ八」に改める。

ニ因リ、」を加え、「若ハ障害手当金」を「障害手当金 遺族年金若ハ葬祭料」に改める。

第五十三條第一項ただし書を次のように改める。

但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及同項第六号ニ掲グル療養ノ給付（船員法第四十七條

ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク

第五十八條第二項中「配偶者分給費」の下に「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齢年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齢年金」を加ヘ、同條第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改メ、同條第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間保險料率ハ」を「保險料率ハ當分ノ間」に、「千分ノ百六十九」を「千分ノ百九十九」に、「千分ノ百五十八」を「千分ノ百八十八」に、「千分ノ四十二」を「千分ノ七十二」に改メ、同條に次の一項を加ヘ、

前項ノ保險料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上ゲラルベキモノトス

第六十條第一項中「百六十九分ノ五二・五」を「百九十九分ノ六十七・五」に、「百六十九分ノ百十六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二」に、「百五十八分ノ百十一」を「百八十八分ノ百一・八」に改メ、

第四章中第六十二條ノ三を第六十二條ノ四とし、第六十二條ノ二の次に次の一條を加ヘ、

第六十二條ノ三 第二項ノ規定ニ依リ被保險者ハ將來ノ一定期間ノ保險料ヲ前納スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ其ノ期間ノ各月ノ保險料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保險料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタルトキニ夫々ノ月ノ保險料ガ納付セラレタルモノト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外保險料ノ前納ノ手続、前納セラレタル保險料ノ還付其ノ他保險料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム別表第一の次に次の一表を加ヘ、

別表第一ノ二

廢疾ノ程度	率
一級	一・二五
二級	一・〇〇
三級	〇・七五

別表第四職務外ノ事由による廢疾の欄を次のように改メ、

職務外ノ事由ニ因ル廢疾

廢疾ノ程度 廢疾ノ狀態

一	両眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ
二	両上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
三	両下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
四	両上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
五	両下肢ノ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
六	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且當時ノ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ
七	精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且當時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ
八	傷病（疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且長

期ニ巨ル高度ノ安静ト當時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

一 両眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ
二 一眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
三 両耳ノ聴力耳鼓ニ接スルモ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
四 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
五 脊柱ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘スモノ
六 一上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
七 一下肢ノ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
八 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
九 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
一〇 十指ノ用ヲ廢シタルモノ
一一 両足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
一二 十趾ヲ失ヒタルモノ
一三 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ
一四 精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシムル程度ノ障害ヲ殘スモノ
一五 傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

一 両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二 両耳ノ聴力四十頻以上ニテハ尋常ノ話ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
三 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
四 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
五 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
六 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
七 長管狀骨ニ板關節ヲ殘シ運動機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
八 一手ノ拇指示ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ一手ノ三指以上ヲ失ヒタルモノ
九 拇指及示指ヲ併セ一手ノ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
一〇 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
一一 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一二 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ

- 一三 精神又ハ神経系統ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
- 一四 傷病ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神若ハ神経系統ニ労働ガ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第四備考第一号中「又ハ各号」を削る。

別表第五下欄第二号中「又ハ両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ」を「両眼ニ依ル視野二分ノ一以上欠損シタルモノ又ハ両眼ノ視野一〇度以内ノモノ若ハ両眼ノ調節機能及輻輳機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ」に改め、同欄第三号中「鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、「程度以上ノモノ」を「程度ニ減ジタルモノ」に改め、同欄第四号中「咀嚼及言語又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同欄第六号中「脊柱ニ著シキ運動障害」を「脊柱ノ機能ニ障害」に改め、同欄第一〇号中「仮関節」を「著シキ転位変形」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第五條第一項の改正規定、第二十三條ノ三の改正規定、第三十一條の改正規定、第四十二條及び第四十二條ノ二の改正規定、第四十三條第一項の改正規定、第四十六條第一項第二号の改正規定、第四十八條の改正規定、第五十條ノ四第一項第三号の改正規定、第五十一條の改正規定、第五十二條の改正規定、第五十三條第一項の改正規定並びに第五十八條第三項の改正規定並びに附則第二條及び第三條の規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における

減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

(昭和四十年四月三十日までの間の規定の読替え)

第三条 昭和四十年四月三十日までの間は、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ三及び第五十一條第二項中「第五十條ノ八」とあるのは「第五十條ノ六」と、同法第五十一條第一項中「第三十四條第三項」とあるのは「第三十四條第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

(標準報酬に関する経過措置)

第四条 昭和四十年五月二日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第七條の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円(報酬月額が五万四千円未満である者を除く)である者については、同年五月からその標準報酬を改定する。

(老齢年金の支給の特例)

第五条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法第三十四條第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

(通算老齢年金の支給の特例)

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している

六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第三十九條ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(従前の保険給付の額の特例)

第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十條第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五條、第三十九條ノ三第一項又は第五十條ノ第一項及び第三十二條の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定に準じて計算した額とする。

第八条 昭和四十年五月一日において現に職務外の事由による障害年金を受ける権利を有する者には、同日以後もなお、従前の例により当該障害年金を支給する。

2 前項の障害年金については、その額(加給金の額を除く)が七万六千八百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、これを七万六千八百円とする。

第九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付(附則第十三條第一項の規定による保険給付を含む)については、その額(加給金又は増額金の額を除く)が六万四千円に満たないときは、これを六万四千円とする。

(保険給付の支給に関する経過措置)

第十条 老齢年金、職務外の事由による障害年金、船員保険法第五十條第一号及び第四号までのいずれかに該当したことによる遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分並びに障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(障害年金等の支給に関する経過措置)

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者の昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十二條の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病については、この法律による改正後の同法第四十條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十二條の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十條の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号から第三号まで又は第六号に該当する場合には、この限りでない。

(支給停止に関する経過措置)

第十二条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の船員保険法第五十條ノ五第一項の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同年月分から支給するものとする。

(従前の寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置)

第十三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻であつて、昭和四十年五月一日において五十五歳

(昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の妻であつた者にあつては、五十二歳とする。以下この項において同じ。)に達したとならば、同日において、同法附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号(附則第三項の規定によつて支給する保険給付のうち、従前の寡婦年金の例による保険給付(前項の規定による保険給付を含む。))を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同法附則第三項の規定によりその例によるものとされる同法による改正前の船員保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の船員保険法第五十条ノ四の規定の例による。

(保険料に関する経過措置)

第十四条 昭和四十年四月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十五条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の九を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第十六条 被保険者であつた期間(老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が同法に

よる通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間(以下「旧共済組合員期間」という。)とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と厚生年金保険の被保険者期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、船員保険法による通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第十条及び第十一号の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、船員保険法(第三十九条から第三十九条ノ四までを除く。)の規定並びに通算年金通則法第四條第二項及び第五條の規定の適用については、船員保険法による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号

までの規定に該当したとき、又は同法による通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

(特例老齢年金の支給に関する経過措置)

第十七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、同法による通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者に前条の特例老齢年金を支給する。

一 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同時に、」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を加える。

理由

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、船員保険の標準報酬を改正するとともに、給付内容大幅に改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条に次の第一項を加える。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第八条中「三人」を「四人」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(代理人の選任)

第十四条の二 総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

医療金融公庫に從たる事務所を置くことができることとするともに、同公庫の理事の定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣神田博君。

○神田国務大臣 ただいま議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険は、昭和十七年に発足して以来今日まで二十有余年を経過し、千七百万人にのぼる民間被用者を包含する年金制度であります。現行の給付体系、すなわち定額部分と報酬比例部分の二本建てによる年金給付の体系が整えられたのは、昭和二十九年の改正によるものであります。その後昭和三十三年には、給付及び保険料について若干の修正を加えたものであります。この改正がきわめて幅の小さいものであります。厚生年金保険の給付水準は、昭和二十九年以後の著しい経済成長、これに伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、労働者の老後の生活を保障するものとしてははた十分な状態に置かれていないのであります。また年金財政をまかなうため労使が負担する保険料率も、他に例を見ない低い水準の

まま推移しているのではありません。

以上のような事情にかんがみ、本年度は保険料率再計算の時期でもあるところから、政府としてはこの機会に今日のまでの経済成長、生活水準向上の実態に即して厚生年金保険の大幅な改正をはかることが適当と考え、一昨年以来準備を進めてまいったのであります。今回の改正の主旨とするところは、まず何よりも、人口高齢化の趨勢がいよいよ明確化し、年金受給者も増加して厚生年金保険が成熟期を迎えようとする時期において、労働者の老後の生活を保障するに足る老齢年金として平均月額一万円年金を実現することを中心として、制度の内容を大幅に改善し、これに伴う所要の調整を加えるとともに、給付の引き上げ、賃金水準の上昇に応じて、保険料負担についても適正な水準にまで引き上げようとするものであります。同時に、最近普及しつつある企業年金と改正後の厚生年金との機能や負担の競合を調整し、老後の生活保障を企業の協力により一そう充実強化し得るよう、両者の調整を労使の合意によって行なう道も開くこととしたのであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして逐次御説明申し上げます。

第一に、基本年金額の引き上げについてであります。

まず、定額部分につきましては、現行の月額二千円を五千円に引き上げ、さらに被保険者期間二十年以降三十年までは一年につき二百五十円を加算することとし、これによって三十年では月額七千五百円となるようにいたしております。

また、報酬比例部分については、現行の平均標準報酬月額に被保険者期間一月当たり乗する率千分の六を千分の十に引き上げることにいたしております。

第二に、老齢年金の支給につきまして、現行では退職しない以上は年金が支給されない仕組みとなっており、高齢労働者の生活安定の趣旨に沿って若干緩和することとし、六十五歳に達したときは在職中でも老齢年金の八割相当額を支

給することとしております。

第三に、障害年金及び障害手当金の額の引き上げについてであります。一級障害年金につきましては、現行の基本年金額に月額千円を加算する方式を改め、基本年金額の百分の百二十五相当額に引き上げ、三級障害年金につきましては、現行の基本年金額の百分の七十を百分の七十五に引き上げるほか、さらに月額五千円の最低保障を設けることとし、また、障害手当金につきましては、現行の基本年金額の百分の百四十を百分の百五十に引き上げることとしております。

第四に、遺族年金につきましては、妻についての年齢制限及び若年停止を撤廃し、さらに年金額については月額五千円の最低保障を設けたこととあります。

第五に、任意継続被保険者について、新たに被保険者期間中の事故に基づく障害年金、障害手当金及び遺族年金を支給することとしたこととあります。

第六に、年金額の調整についてであります。

年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとしたことであります。

第七に、標準報酬につきましては、最近の賃金水準の上昇等の実情に即し、現行の三千円から三万六千円までの二十等級を、七千円から六万四円までの二十三等級に改めたこととあります。

第八に、保険料率の引き上げについてであります。

今回の給付の大幅改善に伴い、保険料の負担につきましても、相応に増加すべきことはやむを得ないところであり、厚生年金保険におきましては、従来いわゆる修正積み立て方式のためをえをとっており、五年ごとに再計算することとして暫定的な料率を採用しておりますが、今回もこの方式を踏襲いたし、急激な負担の増大を避けるため、とりあえず第一種被保険者（一般男子）については、現行の千分の三十五を千分の五十八に、

第二種被保険者（女子）については、現行の千分の三十を千分の四十四に、第三種被保険者（坑内夫）については、現行の千分の四十二を千分の七十二に、第四種被保険者（任意継続被保険者）については、現行の千分の三十五を千分の五十八にそれぞれ引き上げ、さらにこれらの料率については、将来にわたって段階的に引き上げていくこととしたのであります。

第九に、既裁定年金の引き上げについてであります。

現に支給中の年金が、所得保障の趣旨から見ても著しく低水準にあるところから、既裁定年金につきましても今回の改正方式を適用いたし、改正後の計算例によってこれらの年金額を大幅に引き上げることとしたのであります。

第十に、旧陸軍工廠の工員などの旧令共済組合員であった期間を厚生年金の被保険者期間に算入し、通算老齢年金に準じた特別老齢年金を支給することとしたこととあります。

第十一に、厚生年金の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分につきましては、民間職域において設立されたいわゆる企業年金で一定の要件を備えるものについては、申請により厚生年金基金を設けてその代行給付を行なう道を開いたこととあります。

厚生年金基金は、事業主及び被保険者で組織される特別法人とし、一定数の被保険者を使用する事業主がその被保険者の二分の一以上の同意を得て規約をつくり、厚生大臣の認可を受けて設立することとなりますが、その行なう事業は、厚生年金の給付のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分の代行として少なくともそれを上回る額の年金給付を行なうほか、任意給付として、死亡または脱退に關して一時金の支給を行なうことができるものとしております。

また、厚生年金基金は、信託会社または生命保険会社と給付の支給目的として、信託または保険の契約を締結しなければならないほか、その事業に要する費用に充てるため、掛け金を徴収することとしたのであります。

こととしたのであります。

なお、国庫は、年金給付に要する費用のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分相当額に要する費用の一五％（坑内夫たる加入員期間に對する部分については、二〇％）を負担することとしたのであります。

第十二に、厚生年金基金は、厚生年金基金の中途脱退者にかかる年金給付を共同して行なうため、厚生年金基金連合会を設立することができることとしたのであります。

最後に、実施の時期につきましては、諸般の準備等もあり、主たる部分については、昭和四十年五月一日からいたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

次に、ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主要な内容は、職務外の事由による年金部門の給付につき厚生年金保険法の改正と同趣旨の改正を行なうこと、標準報酬の額を引き上げること、障害差額一時金を新設すること、船内診療の給付制限を緩和すること等とあります。

今回の船員保険法の改正につきましては、各方面から種々の要望や意見がございましたが、政府としては、これらの要望や意見をできるだけ尊重し、関係審議会の意見をも徴して慎重に検討を重ねてまいりました結果、現段階における国の財政事情、厚生年金保険の改正内容等をも勘案して、この際できる限りの改善を行なうこととした次第であります。

以下、改正法案のおもな内容につき御説明申し上げます。

第一に、職務外の事由による年金部門の給付につきましては、厚生年金保険法の改正と軌を一にして、老齢年金の給付額を引き上げ、高年齢給付員に対して在職中でも老齢年金を支給することとしたのであります。

次に、職務外の障害年金及び障害手当金につきましては、障害の程度を整理区分し、給付内容の充実と制度の合理化をはからうとするものであります。

その他、遺族年金につきまして妻に対する支給要件を緩和し、任意継続被保険者につきまして新たに障害年金及び遺族年金等に関する給付の道を開きますほか、すでに決定しております年金につきましても、これらの改正に準じて給付額の引き上げを行なうこととしたのであります。

以上のような給付の改善に伴い、現在千分の四十二となっており、職務外の年金部門にかかる保険料率を、当分の間千分の七十二といたし、将来にわたって段階的に引き上げていくこととしたのであります。

第二に、標準報酬につきましては、最近における船員の賃金水準の上昇等にかんがみ、現在、七千円から五万二千円までの二十一等級となっており、九千円から七万六千円までの二十五等級に改めようとするものであります。

第三に、船員保険固有の問題として、職務上の障害年金受給者の障害の程度が軽減し、障害年金の受給権がなくなりましたときに、新たに障害差額一時金を支給することとしたし、また、船舶内における療養の給付の制限を大幅に緩和すること等の改正をいたそうとするものであります。

以上のような改正を行なうことがこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一の内容は、医療金融公庫は従たる事務所を設置することができることとするのと、従たる事務所の業務に關して一切の権限を有する代理人を選任できることとするのであります。

医療金融公庫は、昭和三十五年設立以来、逐次

貸し付け原資の増額をはかるとともに、貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け利率の引き下げ等その貸し付け条件を漸次改善し、医療の適正な普及向上に寄与してまいりました。

昭和四十四年度におきましては、政府は公庫の貸し付け原資として百七十億円を予定し、これに要する資金として資金運用部資金の借入れ金百四十億円及び貸し付け回収金二十五億円のほか一般会計から五億円を出資することとしたのであります。

このような状況に伴いまして、公庫の業務量も増大の一途をたどっており、さらに将来も引き続いて増加することが予想されるのであります。したがって、事務所を東京に置くこととされておりましたのを改めて、公庫は主たる事務所を東京に置き、主務大臣の認可を受けて必要な地に従たる事務所を置くことができることとするのと、公庫の総裁は従たる事務所の業務に關して一切の行為をすることのできる代理人を選任できるとこととしたし、業務執行体制の拡充強化とともに業務運営の合理化をはかることを期したのであります。

改正の第二の内容は、公庫の理事の定員を一名増加することであり、

理事は公庫の役員として総裁を補佐し業務を掌理するために置かれておられるものであり、総裁の増大に伴って業務の増大に対応してこれを十分に管理し得るようその定員を増加して、公庫の業務の運営管理体制の確立をはかることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松澤委員長 医療金融公庫法の一部を改正する法律案に対し質疑の申し出がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 議題になっております医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、少しこまかく質問をさせていただきます。

まず第一に、医療金融公庫法が昭和三十五年の第三十四回の国会で制定をされ、主として私的医療機関の設置、整備あるいは運轉資金というふうなものすなわちコマーシャルベースに乗らないものについて金を貸している、できるだけ長期低利のものを融資をする、こういうことの趣旨で制定をされて、昭和三十五年七月一日から業務を開始することになったわけですね。そこで、いまの提案理由にもありましたとおり、四十四年度においては、政府は公庫の貸し付け原資として百七十億円を予想してあるわけですね。昨年が百三十五億、約四十億程度ワクが拡大をしてあるわけですが、その原資の内訳をいまの提案理由で見ても、資金運用部資金の借入れ金が百四十億、それから貸し付け回収金が二十五億、一般会計から五億円出資することになっておられるわけですね。

それでお尋ねをいたしたいのは、一般会計からの繰り入れは、三十五年に公庫が発足をして以来の繰り入れ形で入れられておられるか。

○尾崎政府委員 政府出資は、三十五年度は十億、三十六年度は二十億、三十七年度は二十五億、三十八年度は二十六億、三十九年度は二十九億、四十年は五億ということになります。

○滝井委員 大臣、いまお聞きのとおりでございます。三十五年発足の当時が十億で一番低いのです。今度は、四十年は五億で歴史的に低いわけですね。これは一体、どうしてこういうように利子のつかない政府出資が少なくなったのかということですか。

○神田国務大臣 いまお尋ねのございました政府出資金が多いほど、利子がつきませんから運用には非常に都合のいいわけでございます。借入れ先もそれだけの受益をするわけでございますから、われわれ厚生省側といたしましてはできるだけそういうような措置をいたしたい、こういうことで折衝をいたしたわけでありまして、したがっていまし

て、設立以来十億円を基本といたしまして二十億四角を保ってまいったわけでありまして、御承知のようにこの四十年は非常に財政難と申しましうか、最近数年間にかつてないような一般会計予算が窮乏しておるようでございまして、そういうような事情もございまして、一般会計からの原資をわれわれの当初の計画どおり十分に達することができなかつたことは、いまお尋ねもございましたように、まことに遺憾でございまして。しかし、さればといつて公庫の貸し付け原資を少なくするわけにもまいりません。むしろそのほうを多くすることが医療機関の充実に必要じゃないか、こういうようなことではございまして、そしてその方面に努力いたしまして、百七十億というものをとつた、こういうことでございまして。原資の少なかつたことは一般会計が非常に窮乏したということではございませぬ。

○滝井委員 一般会計が窮乏した五億だと言われども、三十六年度以来ずっと入れてきておられるわけですね。ことしになって突如として六分の一ぐらいに押える、あるいは五分の一に押える、これは納得がいかないわけですね。昨年も、医療金融公庫の資金コストを下げるのだという約束をつけてきているわけですね。ここでも附帯決議をつけている。そうすると、こういう金が入ることが少なければ、資金コストが上がることは明らかです。それだったら去年、ここで附帯決議なんかをつけて、政府のほうで了承しなければよかったのです。財政が苦しくなるといふことは、少なくとも財政の専門家がわかってわかっておることなんでしょう。あれだけの高度の成長を何年もかん年も続けておいて、日本経済にひずみが出ないということがうそであることはきまっております。わかり切ったことをしておるのだから、全くこれは見えないです。苦しくしたのは、あなたの方の内閣が苦しくしておるので、われわれが苦ししいから五億と云うのなら、一応それは承っております。

承っておりますが、それなら一体、四十六国会で

の三十九年三月十三日の附帯決議は御存じでしょうね。

○尾崎政府委員 三十九年三月十三日の衆議院社労の附帯決議は存じておりますし、またその貸し付け条件の改善も、この四十年におきましては大体実行できる見通しでございます。

○滝井委員 そうすると、四十年度には実行できると言うが、当時大蔵大臣のかわりにやっていた政務次官は頼綱さん、いまはいないけれども頼綱さんですね。当時の資金課長は海堀さんです。ここにやってくる、そして私がこの法案を三日か四日ねばった。その結果、私は、ことしからやりなさい、三十九年からやりなさいと主張した。ことしはどうもいきませんから、来年は必ず年金福祉事業団と条件を同じにいたしますから通してください、こういうことで、よろしい、それならばその言明を信頼しよう、そして同時にこの附帯決議がついておるわけですね。

そこで、時間がありませんから、のっけから問題の核心に入っていく。そのとおりになっているかどうかということ。年金福祉事業団のところに、少なくとも償還率期限、据え置き期間、利率というものはしておるかどうか。しておればこの問題については公約を守った、国会の意思を行政が尊重したということになるわけですね。そこで、貸し付け限度額は、年金福祉事業団は九割まで貸すことになっております。ただし、大企業は八割です。これは九割になるのでしょうかね。

○尾崎政府委員 貸し付け限度額は、年金福祉事業団の關係が大企業の八割というので、その線と医療金融公庫は大体合っておりまして、現行どおり八割ということになります。

○滝井委員 それはおかしい。大企業の八割はやむを得ない。しかしながら、事業団の九割という線があるから、霧細な診療所、コマーシャルベースに乗らないところに金を貸すのです。それを今度は、市中銀行から残りのものを借りたり自己資金でまかなうというのではなかなか困難だ、コマーシャルベースに乗らないものだという

ことをあなた方は言明しておる。法律にも書いておる。そうしますと、これは当然九割にしなければならぬです。これは約束を実行できるでしょうね、大臣。九割にするんでしょね、これはまだ法律も通っておらぬのだから、きまつておらぬのだから。国会で約束して三日も四日ももんだものを、今度通ってしまったらど元過ぎれば熱さを忘れるで、もとのもくあみに返って現行どおりなんて断じて許されぬです。そういうように、まるきり国会をばかにしておるじゃないですか。まず、これを絶対に九割にしなければいかぬ。それから増改築です。乙種の増改築は事業団が六分五厘、これはすべて六分五厘です。ここが一番この前の論点の中心であった。六分五厘にしますという言明をとったはず。これは六分五厘になるんでしょね。

○尾崎政府委員 福祉事業団の六分五厘のものを、口赤、済生会、北海道社会事業協会等に対します増改築の貸し付けを七分、ただし病床不足地区は六分五厘、こういうふうな事業団のほうを引き上げまして、それに合わせて医療金融公庫のほうは現行八分を七分に引き下げる、そして医療法、薬事法に基づきます命令指導により増改築を六分五厘とする、大体こういうふうな姿を合わせていく、こういうことではないですか。

○滝井委員 年金福祉事業団のほうを上げてつじつまを合わせるなんという、そういう非合理的なことをすべきではないわけですね。いま医療問題がこれほどの大問題になっておるわけでしょう。資金コストを安くして、そしてできるだけ患者負担の軽減をはかる、こういうことが趣旨でしょう。そうすると、資金コストを上げるような政策をとっておきながら、一般会計からの受け入れを去年の五分の一か六分の一に下げておいて、今度は、やかましく言われたら一方の年金福祉事業団のほうを上げて、そして約束どおりやらず一分だけ下げて七分でお茶を濁そう、そんな矛盾した政策はないですよ。何で六分五厘にできないのですか。あれだけこへ頼綱さんを呼んで二日も三日ももんだ

問題でしょう。当然これは六分五厘にしなければいかぬわけですね。これは業務方法書ですから政令でできることなんです、政令と同じですから。約束したことは、あなた実行しなければだめです。大臣、六分五厘でやるんでしょね。縦にうんと首を振っておるのですが、業務方法書で六分五厘でやるのはっきり言明してください。

○神田国務大臣 お答えいたしますが、八分を七分にしたというように政府委員が言っておりますが、それは違ふのでしょうか。

○滝井委員 そうじゃないのです。去年は八分だったのです。年金福祉事業団は六分五厘です。そこで年金福祉事業団の六分五厘に統一するんだというのが、去年の政府の約束なんです。これは大蔵省も来て約束しておるのです。厚生省だけでは手に負えないので、わざわざ大蔵省の海堀資金課長も来て、そして当時の大蔵政務次官の頼綱さん三君も来て、ここで言明してやることになった。しかし滝井さん、ことしはこらえてくれ。私はこゝろでなければだめだと思つた。そうして来年は必ずやりますという附帯決議も出ている。ここにその当時の瀬谷君その他みなおるですよ。与党も、そうしなければいかぬという意見だったのです。これは全く与野党一致したのです。ところが、これができない原因はどこにあるかという、私が冒頭申し上げた資金コストの問題なんです。五億だけしかとれなかったから、こんな小手先をこまかくしたをやつたのです。私は、これは六分五厘にすべきだと思つたのです。ことしは絶対にこれをやらなければならない。法律を通すと、きだけはこんな公約を、そのとおりやりますと大蔵省と厚生省が一体になって言っておいて、通つてしまえば、あとのど元過ぎれば熱さを忘れるでまた翌年出てくる。天網恢恢疎にして漏らさずですよ。悪いことをすれば、そんなことまたすぐひつつかつたのだから、だましてはいかぬですよ。昔だったから舌を抜くところなんです。だから大臣、いまの事務当局のあれじゃないですが、こういうときこそ大臣が政治的な決断を下して、六

分五厘にしますということを言明しなければならぬ。これは政令事項と同じ業務方法書をつくるのですから。だから六分五厘にすればいいのです。あなたも去年約束してありますよ、六分五厘に下げるという約束なんですよ。去年の速記を持ってきたら、七分なんというのは全然出ておらぬのだから。だから、いまになってあなた方がそういう言いわけをするなら、ばくらはきょこの法案の審議はやめます。そしてもう一べん理事と相談します。そんなように、国会で相談したことをしよつちゅう手のひらを返すなら、審議の意味がないですよ。附帯決議を読んで、ちゃんと言ひ。七分にするんが書いていない。片一方を上げて一本にするんが、そういうばかんなことはいいですよ。だから依然として六分五厘ですよ。他のものは六分五厘、日赤、済生会は別なんです、これは例外にしておるわけなんです。だからこれは去年約束しておる。ことし文句を言うなら、去年文句を言わなければならぬ。去年は、与党はだれ一人として私の質問に対して文句を言わなかった。それは与党から聞かずにやらなければならぬという声が出た。だから、これ以上あなたが言いわけをするならこれで質問をやめて、理事と相談します。

○尾崎政府委員 言いわけではございませんが、あのときの滝井先生の御質問に對しまして、大蔵省のほうともいろいろ相談いたしましたときの答弁の要旨をここに持っておりますが、速記録ではございませんが、要旨といたしましては、四十年において年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設病院に対する貸し付け利率と医療金融公庫のそれとを統一をはかるように検討いたしましたというふうなことは、このとき、たしか六分五厘ということは、ここまで全部おろしてするということにはお話しなかつたように私は記憶しておりますが、この持っております答弁要旨にも、そういうふうに両方一致するということを申し上げておつたと、あとで速記録を調べてみた

いと思ひますが、大体そういうような状態で、八分を七分におろし、一方事業団のほうを七分に上げて統一する、こういうような考え方で當時もおつたように私は記憶しております。

○滝井委員　そういう詭弁を弄するものじゃない、去年は、あなたのほうからもらった資料で質問したんだから。去年は、七分なんというところは資料にはどこにもない。そういうようなばかことを、医務局長言ふものじゃない。そういうことを言うなら、国会で質問したって意味がない。政府が国会で約束したことを、今度はそれを一方を上げて合わせるというやうな、そういうばかことがあるんだ。そんな医療行政がありましか。医療行政がこんな大問題になって、そうして医療機関の負担を軽減して、できるだけ被保険者の負担を軽減して、こうというのが政策じゃないですか。医務局長としての資格がないのです。附帯決議を見てもらなさい。附帯決議は前者を同一にする、引きあげてやりなさいというなら、片方を引き上げて統一をやりなさいと書きますよ。片方を引き上げておるのだから、そんなばかこととはないですよ。

○尾崎政府委員　いま速記録の写しがここにきておりますが、大蔵政務次官がお話しの点、「その後厚生省と十分検討いたしました。その点につきましては、まだ御答弁を申し上げません。医療金融公庫の乙種増設資金の貸し付け利率八分につきましては、昭和四十年年度におきましては年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設する病院に対する貸し付け利率と統一をはかるよう検討をいたしたいと思ひます。」というふうな言ひが出ておりました。六分という線は必ずしもそのとき出ていなかったというふうに思ひます。○滝井委員　それはあなた方が引き上げて統一しておるのですよ。そういうことはその議論には一つも出ていない。六分五厘で議論をしてきておる。年金福祉事業団は六分五厘が原則ですよ。それは例外なんです。例外のことを私は何もここに持ってきて議論をするつもりはない。例外で言

えばこの面積ですね、こういうものは私はそんなに強くは触れないです。そういうものは、公的医療機関、私的医療機関それぞれ違いがあるからいいです。しかし、少なくとも利率その他については同一にしなければいかぬのだというものを、私は主張してきています。私は、そんなものを、片一方を上げてしなさいなんというのを絶対に言つた覚えはないです。きょうと同じ主張をしてきておるのです。一貫して同じ主張をしてきておるのです。そしてそういう姿勢で附帯決議もしておるのです。もしあなたの言うやうに日赤、済生会を引き上げるといふなら、日赤、済生会を引き上げて一緒にしなさいと書きますよ。そんなことを言つていられないですよ。いまここで詭弁をするなら、ここで質問したって意味がないから私はやめます。国会で、幾ら勉強してきて口角あわを飛ばして湯けを立って質問して、政府がそのとおりでございましてと答弁をして法案を通して

おつて、翌年になったら、今度は片一方を引き上げて一緒にしなさいと言つたつて、そんなことになつたら意味ないですよ。われわれ何のために勉強してきますか。その当時は、七分にするとうことは一言半句も言っていないでしよう。七分にするとうことを書いてあるなら出してきてください。私が言つて書いてあるなら出してきてください。

○尾崎政府委員　できるだけ低いほうに統一するということは望ましいけれども、あのとのお話、たしか公的のものについて六分五厘でやつておつて、私的のものは七分、八分とはこれはおかしいじゃないかという話がございます。のを私は記憶しておりますが、あと医療金融公庫のほうにつきましても八分五厘のものを七分に、そして医療法等によります命令、指導によりましては六分五厘、こういうふうな下げてきておるものは六分五厘、そういうふうな附帯決議及び答弁には合致しておるわけでございますが、そういうふうな点、意思の疎通と申しますか、われわれの努力が足らなかつたと申しますか、こういうやうな点について、當時といたしましては、こういうふうな考え方があつたとき大蔵省との間では大体線としてあつたやうに、私記憶しておるのであります。なお私たちが調べてみたいと思ひますので、先生におかれましては少しその点、御調査をお願いしたいと思います。

○滝井委員　まず第一に、六分五厘についてもう不信感が出てきたわけですね。それからいま言つた八割と九割についても不信感が――掘え置き期間一本にしましたか。

○尾崎政府委員　掘え置き期間につきましては、一応形の上では、年金事業団が、病院が五年、診療所が三年となつておりますが、実行上におきまして、これは二年、一年として実行せられておると思ひます。医療金融公庫関係が、病院が二年、診療所が二年で、この点は新築の場合であります。考へておるものでございまして。

○滝井委員　いまの答弁、わからぬですよ。もう少しすっきりした日本語を言わなければいかぬ。なつておるか、なつておらぬか。なつていないでしよう。片一方は五年と三年になつていないでしよう。私は、昨年はその三つしか論点を置いて言つていないのです。私と約束したことは何もやつていない。一分下げただけじゃないか。八分を七分に一分下げただけなんです。三つのうち一つを、しかもそれを二分の一だけやつたというところでしよう。点数にしたら何点でか、三十点にならぬですよ。そういうごまかすやうなあれではないかぬですよ。私は三十五年にこの法律ができたとき以来毎年やつておる、そんなものを四回も五回もやつておるのですから、もう少し頭を機敏に働かして、また滝井からやられるからというので、きちんとやつておかなければならぬ。私は代議士である限りは同じことをやるのだから、一体いかなる理論的根拠から、年金福祉事業団と医療金融公庫と利率を変えなければならぬのですか。大臣ひとりでどうですか。

○神田国務大臣　いろいろ事情があつたことだと思ひますが、これは何か沿革的ないろいろな事情があつたのだらうと思ひます。私、はなはだ不勉強でつまびらかにしないのはまことに遺憾でございます。ただ、いまの滝井委員のお話を聞いておりますと、感じとしてはおっしゃるとおりには私は理解できると思ひます。

○滝井委員　この審議をするときに、みな厚生大臣はそういう答弁をする。滝井さんの答弁を聞いておると、まさにあなたの意見はそのとおりだと答弁するのだ。ところが、あなたの部下の医務局長になると、どこからか押し切られてだめなんです。それで私は大蔵省を呼んでおるのです。そこで主計官は来ておりますか。――これはあなたも来ておつたはずですよ。當時は海堀さんでしたが、海堀さんはなかなかがんこだったのです。あとでまた私が触れる問題があるが、あとで私が触れる問題のごときは、田中さんはよき踏み切つたが、海堀さんはうしろからそでを引っぱつてちやつと大臣待たつたと言つてとめたけれども、とめられて大臣の答弁もちやつとぐらつたのです。しかし、あとで大臣は踏み切つた。踏み切つてまた間違ひを起してはいる問題もあるのです。この問題については、理財局長も来ておりますが、いろいろ理論的に言つて、医療金融公庫と年金福祉事業団と金の貸しぐあいについて違ふのは何かという、片や公的医療機関、片や私的医療機関という違いだけなんです。だから私は、この理論を展開するときは、医療金融公庫と年金福祉事業団とを一本にしなさい、医療機関に金を貸すのに二つあることは間違ひのないものだ――それでこういう差別が出てくる。いま公的医療機関と私的医療機関と違つておるのとは、公的医療機関と私的医療機関と違つておるのとは、公的医療機関は税金を納めないので、私的医療機関は税金を納める。この違いはなにがあるかという、結局もうけた利潤というものが個人に帰着することだ、せじ詰めていくとそこだけの違いだということです。それは税金で取つておるのだから解消しているはずだ。そうすると、あとは全部保険証で診療しているのです。しかも

単価も十円で全部同じなんだ。したがって、資金コストその他も同じにして競争させたいのだという理論ですよ。なるほどそのとおりだということをお大臣も言っておる。そこでこれを別々にする理由はない。いま佐竹さんは新任の局長さんになられたのだから、これをひとつ六分五厘に下げてもいいと思います。いまの据え置き期間の五年と三年、それから八割と九割、この問題をやったら大局には影響はないですよ。今後やはり全面的に日本の医療機関に協力をさせようとするれば、それだけの英断をやっておかなければいけない。それができない理由はないですよ。この前それをやると言ったから、われわれはこの法律を通してやりますよ。もし、きょうあなた方がこういうことを言を左右にしないでいいと言わなければ、私はできるまで質問をやめておいて、もう一ぺん理事会で話し合いをしてみたい。そうしないと国会の権威というものは地に落ちてしまう。われわれは質問のために国会議員になったのではない。質問が目的ではないのだから、やはりわれわれの理想を貫いていく、自分の政策を実行し、党の政策を実行するということが目的なんです。それを実行するということが政府が約束したからわれわれは引き下がったのに、それをやらないというのなら意味がない。それで船後さんは予算の担当、佐竹さんはこういう利子の責任者ですから、ひとつ両者で合議をして修正ができるかできないかを伺いたい。法律優先だから、法律が通らない限り動かない、これは業務方法書ですから。

○佐竹政府委員 ただいまの滝井先生のお話は、昨年の細大蔵政務次官の答弁の内容をめぐってのお話のようでございますので、私からひとつお答えいたします。

第一点は、例の乙種の増改築資金の貸し付け利率の問題であります。この点は、先ほど医務局長から御説明がございましたように、第一点として、「医療金融公庫の乙種増改築資金の貸し付け利率八分につきまは、昭和四十年度におきましては

年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設する病院に対する貸し付け利率と統一をはかるよう検討をいたしたいと思っております。」かように政務次官は答え申し上げておられるわけでございます。つまり乙種増改築八分というものが問題である、これをどうするかといふこと、四十年の度において日赤、済生会、つまり年金福祉事業団の貸し付け全体ということではなくて、貸し付け対象の中から特に日赤、済生会というものをとりまして、その開設する病院に対する貸し付け利率と統一をはかるように検討をいたしたい、こういうことを申し上げておられるわけでありまして、先ほど御指摘の、つまり年金福祉事業団の利率は原則として六分五厘のものが大部分でありますけれども、ここで申し上げておきますのは、特に日赤とか済生会とバランスをとりたいという趣意を申し上げたわけでありまして。その点は、先ほど医務局長からも御答弁がございましたように、四十年の度においては八分を二分下げて七分にすることによって日赤、済生会との統一をはかった、こういうことでございます。

それから償還期限及び据え置き期間の点についてであります。これはこういうふうにしておられるわけでありまして、「償還期限及び据え置き期間等の点につきましては、問題の性質上なかなか容易ではありませんが、昭和四十年度を目標といたしまして、できるだけ同一にするように努力をいたしたいと存じます。」これは速記のとおりでございますが、つまりここで申し上げておられますように、なかなか容易ではない、しかしできるだけ統一するよう努力する、こういうことを政務次官は申したのであります。それを受けまして償還期限につきましては、もう先生先刻御承知と思いますが、全く同じにすることにしております。病院の新築あるいは増改築、あるいは診療所につきましても、耐火構造その他構造に分けて、この点はいろいろ検討の結果、年金福祉事業団の償還期限と全く同一にいたすことになったわけでございます。そこで問題は、先ほど御指摘の据え置き期間で

ございます。据え置き期間につきましては、年金福祉事業団のほうがかたてまえとして五年以内、医療金融公庫のほうがかたてまえとして二年以内ということになっておる。これは少しも同一になっておらぬではないかという御指摘がございしますが、この点、実はいろいろ実態を検討いたしましたところ、なるほど年金福祉のほうは、たてまえとして五年以内というふうになってはおりますが、実行におきましては大体据え置き期間が一年ないし二年程度ということが実情でございます。したがって延長することなく、実情において二年というところであればば均衡がとれるという判断から、この据え置き期間については特に触れなかった。こういう状況でございます。滝井先生おっしゃるように、国会監視というふうなことは毛頭ございせん。実は私もどなたもいたしましては、国会の御決議を非常に尊重いたしまして、極力改善につとめてベストを尽くしたという姿が今日の状況でございます。何とぞ御了解をいただきたいと思ひます。

○滝井委員 いや、了解はできません。うまくないのだ。それは、当時の議論は六分五厘を基礎にしておる。当時、いま言ったように七分にしておるといふことを政府がここで言明しておいて、それに近づけるなと話はわかるけれども、当時日赤、済生会は六分五厘ですから、それを検討して統一するといふことを議論してゐるので、これを上げて統一するといふ議論は一回だつて出ていない。いまになってそういう願ひを言うような詭弁をやつてはいかぬのです。われわれは純真です。あなた方みたいに詭弁をやるようなことはしない。だから、そういうことは納得できないのです。

こういうふうにして政府が言明したことをひるがえしてやらぬという原因はどこにあったかというところ、結局五億円しかことしとれなかったというところが原因なんです。いままで三十七年以來二十五億、二十六億、二十九億と入れておつたのを、

たった五億にするというのが一つの間違ひのもとだ。これを入れておいて、もらつておれば資金コストはぐつと下がってくる。こういうところで一生懸命口角あわを飛ばしてやつて、そして役所で今度はくるつとひっくり返していくということでは、政党政治はないです。政党政治の権威は落ちてしまふ。これは私は二つは譲つてもよろしい。しかし、一つの六分五厘だけは絶対六分五厘にしてもらわなければならぬ。それから日赤、済生会も七分に上げるべきではない。六分五厘そのままでけつこうです。私も妥協するところはあつて妥協しますから、据え置き期間やあれは言ひません。貸し付け限度額の、貸し付け率が所要額の八割、九割の点はそれでもいいです。しかし、六分五厘だけは、日赤、済生会が滝井義高が言うために上がったんだという、そんな汚名は着たくないのです。日赤、済生会も下げてくだされ。こつちも六分五厘、この一点だけ大臣、政治的な判断できちつとやつてくだされ。それであなたの方のほうでやります。理論的な根拠がないのだから。大臣、いま医療問題の激しいときに、医療コストを上げるような、日赤、済生会のような、いわゆる博愛人道を持てゐる病院に貸す金を上げるなんというばかな政策を一体いまとれますか。こういうところはあまりにも経済的です。まるで目標を見失つておるじゃないですか。だから日赤、済生会を下げる、こちらは一挙に六分五厘に持つていく、こういう形です。あとの二つはいいです。妥協します。これをきょう答弁ができなければ、留保して次会に回して、もう一ぺんあとで理事会で相談さしてもらひます。

○尾崎政府委員 去年の国会でいろいろ利率がもめましたときに、いまの線が大体出ておつたように私は記憶しておるのでございます。乙種の増改築の八分を七分に下げ、また福祉事業団の六分五厘のものを日赤等につきまはして七分にする、それで統一するといふような線がその当時出されておつたように私は記憶しておるのでございます。

が、もう少し私どものほうも、その当時の事情を調査いたしましてお答えいたしたいと思ひます。

○滝井委員 それは、引き上げるなどという線はどこにもないのです。もし当時それを引き上げるなどと言つたら、与党が承知しなかつたのです。いまでもその与党は、政府がきめたからうやむやになつていますけれども、当時はこう然としてみんなの声が起こつたのです。そんな頭を振つておられるけれども、私、こればかりは専門にやつてきているから間違ひないです。それで、とにかく政府の出資金なんか減らしたということはけしからぬです。医療問題がこんなに重大問題になつてゐるのに、医務局長自身まさきり認識不足ですよ。いまの問題については了承いたしません。話がつかまでは、ばくらこれを上げるわけにいかぬです。

次は、もう一つ公約です。ことし国立病院の特別会計に還元融資の金を貸すことになつていらつしやいますか。

○尾崎政府委員 国立病院の特別会計に借り入れを還元融資からいたすようになっております。全体の借り入れ金二十五億のうち、厚年から十二億、国年から一億借り入れることになっております。

○滝井委員 労働者の福祉に還元する金が少なくてみんな困つておるのに、国の機関に、二割五分というワクを労働者にもらつたものをやるとは何事だということを、私はおとしやつたのです。そうして当時、海堀資金課長がこれを大蔵大臣にやつたのです。そうして大蔵大臣が、これはなるほどとともだ、こしはもう滝井君、やつてしまつたからこらえてくれ、そのとき大蔵大臣は、これはもうやめようと言つた。ところが私がいま言つたように、海堀君が引つぱつて、それは大臣たいへんだ、これを大臣がいまのうちに言明されたら資金計画が狂うからたいへんです。それは當時は五億円で、三十八年です、おとしは五億円で、そのかわり来年以降は絶対やらないのだ

ということになつてゐるのです。そこで三十九年にはやらなかつた。そうしたら、私が忘れておると思つて、またこしやつてきてゐるのです。

こういう人をだますようなことはいかぬです。資金コストが不足して困つておるのです。あとで医療金融公庫のことが出てきますけれども、国立病院が、労働者の福祉の金を借りなければならぬのです。労働者が住宅を建てなければならぬとかいつて困つておるのに、こういう二割五分をわれわれは努力して池田さんから言明をとつたでしよう。毎年積み立てる厚生年金、国民年金の積み立て金のうちから二割五分は労働者の福祉に還元することなんです。こうやつて忘れておるかと思つたら、けろつとして舌を出して、一年だけは変わらなけれども翌年はやるといふ、こういうきついやり方というのはいかぬです。去年は資金運用部から二十億借りただけで、国民年金と厚生年金の還元融資あるいは特別融資からやつてゐないはずで、これは私、やかましく言つたのです。

○佐竹政府委員 ただいまの厚生年金の還元融資を国立病院特別会計の貸し付けに充当する問題をめぐりまして、滝井先生の御指摘のとおり、三十八年度には充当はございました。三十九年度はございません。全くその点御指摘のとおりでございます。それで新たに四十年度に十三億だけ充当ということになつております。これにつきましては、実は私も従来からいろいろ検討いたしておりまして、四十年度の厚生年金の還元融資充当の各機関の表も滝井先生十分御承知かと思うのでございまして、これは第一は、御承知のように年金福祉事業団でございます。次に特別地方債がございまして、さらには医療金融公庫、これに七十億円の融資してあります。それから社会福祉事業振興会に六億、さらに公害防止事業団、これは新設される予定のものでございまして、これに十億。そこで、それと並んで国立病院特別会計に十三億、年金福祉事業団には三百七十億、特別地方

債四百十九億円でございしますので、合わせて九百三十八億、これが大体新規預託の還元融資、二五多相当の還元融資の総額に相当するわけでございます。そこで、これをこらんにしましておわかりになりますように、年金福祉事業団からの融資先——これは先生、釈迦に説法のようなことではなはだ恐縮でございますが、病院等に融資をいたしておるわけでございます。さらには医療金融公庫、これはまさに、先ほどから御指摘のように、私的医療機関に対する融資でございます。そういうようなことでございまして、医療機関の施設の整備、拡充、改善といったようなことは今日の非常な急務である。同時に、厚生年金被保険者を含めた一般国民大衆にとつて非常に大事な問題である。これは公的医療機関、私的医療機関、あるいは国立医療機関を問わない、全体としての医療機関の整備というものを促進しなければならぬ、こういうような趣旨から、かねがね厚生省のほうからもそういう御意向がございまして、私のほうも、なるほどそれはそういうことかというので、四十年度からこれが再び入るようになったわけでございます。

○滝井委員 二五多のワクの中で、国立病院です、労働者の福祉に還元する金を十三億巻き上げていったのと同じじゃないですか。なぜ一般会計から出さないのですか。こういう特別会計をつくらうと、私は、こういうことになつたらいかぬからというので反対したのです。当時、こういうれっきとした国立病院特別会計に幾ら貸すとは出てこなかつた。どうして出てきたかという、医療金融公庫等と出てきた。「等」の中に国立病院が入つてゐるのを見つけた。それをもつとあとになつて私が見つけたのです。それで「等」とは何ぞやというのを詰めてみたところが、実はそれは国立病院特別会計の中に金を入れるのです、こういうことがわかつた。當時は隠しておつた。国立病院といふれっきとしたものを出さなかつた。等として出した。そういう歴史的沿革があつた。そこで田中さんに文句を言つたら、田中さんはど

うもこれは申しわけなかつたということになつて、そうして翌年はやめた。私から言つたからやめた。そこは良心があつた。ところがもう翌々年には、おそろく滝井義高のやつは忘れてゐるだらうと思つて、こつと出してきた。そうはいかぬです。天網恢恢疎にして漏らさずです。だから頭がいよいよ悪い問題じゃないのです。これはやはり約束は守らなければいかぬ。しかも、いまいろいろ平然として言つたのですけれども、社会福祉事業振興会とか公害防止事業団というもの、これは公の天下のことです。労働者の福祉だけの問題じゃない。九千八百万の国民一人一人の問題です。それを労働者の福祉に還元すべき二割五分のワクの中から、社会福祉事業振興会とかなんとかいつて、政府の施策が悪くて貧しい大衆が出て、福祉政策をやらなければならぬものからとつていくというのでは、厚生省のいままでの主張と違ふのです。厚生省は、一般地方債とか、そういうものまでやることは反対だと言つてきた。年金課長はおらぬですか。いままでそれを厚生省は頑強に主張してきて、われわれにも応援を頼んだ。そういうことでなければ年金の金が集まりません、とあります。われわれもそう言つておつたはずで、そして年金勘定というものをつくつて使途を明白にするんだと言つた。ところが、大蔵省からのこの予算書に出てくるような、こんな変な使途の分類表でいまこまかされた。これでは納得ができません。徐々になつて反響を起すところでしょう。こういう使途別の分類表でこまかされてゐるわけですから、これもひとつのけつ資金運用部から借りなさい。借りるのには、もう特別会計ができたのですから、私は目をつぶります。しかし、これを労働者のこの中から借りるのはいかぬです。そしてその分だけはひとつ医療金融公庫へおまかせ願ひたい。あるいは労働者の住宅に回す。「(そういう議論はいかぬな」と呼ぶ者あり)そういう議論といつても、私的医療機関とか国立病院というものは、国が責任を持つべきものです。労働者の分

け前の中からとるべきものじゃない。そういう形で出てきている。それなら国立病院も年金福祉事業という中に入れてしまふなら入れてしまふ、何かこういうふうにするべきじゃないか、いかにいふ。一方は年金福祉事業団で病院がで、それから今度は特別の地方債が出ていくでしょう。それから医療金融公庫が出ていくでしょう。そしてその分け方だつて、あとでまたやりまふけれども、とにかく金を貸すのに理論の一貫性がないですよ。もう少しこれらの貸し出しというものはきちっとどこかで握つて、そしてそれを公的なものと私的なものに分けて、その利率を一語にするならする。しかし公的、私的に性格の違いがある。たとえば私的な機関は何十億のものを建てるといふのは不可能だから、大きなものは公的なものを建てていくならいくという事で、もう少し戦線を整理しないという議論になってくる。だから私はここで何回か戦線整理論をやつたが、賛成する者がとくせざるがごとくして、ますます分裂をして、いつの間にかまた国立病院の特別会計なんかおつくりになって、そして金が得られないというので労働者に食ひ込んでくるんじゃないですか。これだつて私をベテンにかけた。一年だけは私の言つたことを実行した。ことしはもうベテンにかけて十三億出したでしょう。出すのなら、もう少し相談をして堂々と、困るから滝井さんあやうて言つておつたものだけれどもと、どうして言わないうです。野党といえども、一寸の虫にも五分の魂があるように、魂を持っておりますよ。それをばかにして、少数野党だから、なにやつてしまふ、それから先はしりくらえ観望でやつてしまふというなら、おやりになつてけつこうです。こういうふうにして、幾らわれわれが言つたつて、あなた方が言つたこと、大蔵大臣が言明したことなんかを役人がかかつて破つてしまふというなら、もう審議する必要があるです。どうですか、これを厚生大臣取り消すでしょうね。取り消して、全部資金運用部からもうとはつきり言つてください。

○神田国務大臣 いま滝井委員のお話を承つてお

りますと、なかなか沿革のあるお話でございまして、筋の通つたお話のように私も伺つておりまして、しかし、これは十分検討いたしますが、私の政治感覚で申しますと、いまお述べになつたような、じゃ変えたらどうかというふうなことはなう以上にはむずかしい問題じゃないか、こういうふうな考えでございまして。要するにこれは、おつたやうな案でいくことが一番私もけつこうだと思ひますが、国立病院の整備がおくれていることはもう天下公知の事実でございまして。この整備をするには労働者の福祉の増進というところに相なるわけでございまして、早く病院をりつぱにしなければいかぬ、また民間の病院も、診療所等もよくしなければいかぬという医療行政の一環から考えますと、来年度は来年度といたしまして、今年度はひとつそういう大局で滝井さんにございんばう願つていただいて、今回の御意見は私どもも十分尊重してまいりたいと思ひますが、これはおしかりを受けている気持ちにはよく私もわかりますが、御了承願ひたいと思ひます。

○滝井委員 去年は資金運用部資金の金を全部借りたのです。ことしは資金がふえておつて、そして労働者の中に食ひ込んでくるというのは論理が合わないのですよ。それなら、今度のこの財政投融資の資金計画というのは、率直に言つて、厚生年金の一万四千年金の実現の財源をうんと見込んでおるわけですね。これが五月の末まで、ぎりぎりには通らなかつたら、これはだめになるのです。いまの情勢はそんなに簡単に通る情勢じゃないですよ、厚生年金は、大蔵御存じのとおりです。そうしたら一体どうするのです。医療金融公庫のあとに厚生年金をたえばやつたとしても、そんなに簡単に四月じゅうに通つてしまふという客観情勢じゃないですよ。これは五月一日から実施でしよう。そうすると、一月分の穴があくと八十億あくるのです。六月一日から実施になれば穴が八十億になるのです。全部狂うじゃありませんか。そういう客観情勢もあるわけですから、あなた方が言うことを聞かなければばくちも言うことを聞かない、聞く必要はないわけですから。だから、力でもにかくやろうというのなら、こちらも力でもいかるを得ない。一寸の虫にも五分の魂があるのだから、ここで約束したことをやらなければ、もうこれから附帯決議なんかやらないです。これだんばつていきます。うちの理事があれなら、ばくち一人でもがらばつていく。だから、いまの医療金融公庫の貸し出しの利率その他の問題、それから国立病院をどういうところに入れたいと言つてまた入れてきたという二点については、私は留保しておきます。

○神田国務大臣 この従たる事務所をどこに置くかという事でございまして、これは大阪に置きたい。御承知のように、公庫の事務内容が非常に増加してまいつておりました、全部東京にこれをまとめてやるというよりも、関西に一カ所持ちまして、そして大幅な権限を委譲いたしましてこの事務をスムーズに行なつていきたい、こういうこととでございまして。だんだん大きくなるに従つて事務も複雑になりますから、そういうことも避けまして関西のほうは大阪だけでやれる、また本店のほうも、そういうことになりますれば非常に簡素化できますから行政能力があるのではないかと、こういう考え方でございまして、その機構、職員等の問題につきましては政府委員から答ひいたさせていただきます。

○大崎政府委員 予想される業務量といたしましては、本店におきまして百四十五億の貸し付け決定量を予定いたしております。それから大阪支店におきましては二十九億の決定量を予定いたしておるわけでありまして、

○大崎政府委員 予想される業務量といたしましては、本店におきまして百四十五億の貸し付け決定量を予定いたしております。それから大阪支店におきましては二十九億の決定量を予定いたしておるわけでありまして、

○大崎政府委員 本店と支店の権限は相当違つたわけでございます。まず、本店と支店と対比して申し上げますと、病院に対するいわゆる代理貸し付けにつきましては、全部本店で取り扱うわけでございます。それから診療所、助産所、薬局に対する貸し付けにつきましては、西の半分、すなわち京都、滋賀、三重以西の二十三府県に関する分につきましては、大阪支店で取り扱いたいと考えておるわけでありまして、

○大崎政府委員 それから直接貸し付けに関する分がございまして、これは御案内のように、大学病院等の特定医療機関に対する五千万円をこえる事務でございまして、これにつきましては西の半分に関する調査の関係、これを大阪支店においてとり行なう、残余は本店で行なうわけでございます。直接貸し付けに関する最終的な決定は、本店で取り扱うようにいたしたいと思つてございまして、

○大崎政府委員 それからもう一つ、直接貸し付けの中で一千万円から五千万円の分がございまして、これにつきましては、近畿七府県につきましては調査の分は大阪支店で行ないます。それから関東地方十一都県の調査に関する事務につきましては本店でとり行なう、かようなことになっております。

○滝井委員 そうしますと、簡単に言うて代理貸し付けの病院分は本店だ、それから大学病院等の五千万円以上の大口は本店でやり、主として小さなものなり調査は支店でやらせる、こういうことに理解して差しつかえないですね。

○大崎政府委員 大体そのようでございます。

○滝井委員 今度三名以内の理事が四名以内と一名ふえますね。いま理事の構成というのは、どういう経歴の人が理事になっておりますか。

○大崎政府委員

總裁を除きまして理事は現在三名でございます。そのうち一名は厚生省の關係でございまして、それから、そのうち一名は医省でございまして、残りの理事は大蔵省の關係でござい

○滝井委員 三名のうち一名は厚生省、一名は医省、それはどういふ医省ですか。

○大崎政府委員 厚生省、防衛庁に勤務しておりました技官でございます。

○滝井委員 ところがあたりに一つ問題があるのです。私がこの前から歴代大臣に言うけれども、歴代の大蔵、どうも勇気がなくて悲観しておるのです。が、神田さんに勇気を出してもらいたいのは、建設省を見ますと技官と事務官とが交互に事務次官になるのです。厚生省は未来永劫に、あなたの横におられる医務局長のときは非常に優秀ですが、こういう人はいかに優秀でも、これはさか立ちしたって事務次官になれないのです。または人間に甲乙はないです。高文が昔はありましたけれども、いまだって技術官は、技術官の資格試験を取らなければ役所には入れないのですから、そうしますと、これはやはり交互になすくらの

の——人数の大小がありますから、交互が悪ければ三回に一回くらいはなすくらのことをやらなければ、みんな希望を持たないです。片方は四十七、八か五十で事務次官になって、どんどん参議院、衆議院に出ていきます。そうすると、技官は五十五か六十だ。私、このごろ保健所長の会議に出てみた。そうして見渡したところが、みんな私の大学の先輩ばかりだ。そうしてその年齢はといったら、髪白きを加えて五十をはるかに過ぎておる。私が四十三か四。われわれの大学のはるかの大先輩が、また保健所長さんをして、これでは一生懸命やれと言ったってなかなか無理なところがあります。やはり希望を持たして、上まで行かせて、堂々と自民党の公認で参議院くらいに出られる形にしてやらなければ——率直に言つて自民党の公認に出てくるのですから、それがないでしょう。といって、社会党にもなかなか来

れないでしょう。これが技官が勇気のないところ

ですが、これをやはり勇気のあるようなくらいにしてやらなければいかぬです。それと同じです。こういうところでも、いま防衛庁だつてそうですけれども、厚生省はえ抜きの人も一名くらいは入れるとか、それから私的医療機関をやるので、開業医の味方をするわけではないけれども、そういうものもやはり一名くらい必要なんです。実情がわからないのだから、だから、そういう点では、四名になればそういうところも、厚生省、防衛庁、大蔵省、それでたとえば私的医療機関に貸すものなら、そういう開業医を入れる。年金福祉事業団には、これはやはり労働者の代表を入れるというようにしなければいかぬと思うのです。それがやはりこういう民主的な事業団の運営のしかたです。ところが、役所ばかりでみんな占めてしまふというところはよくないです。だから痛くもない腹を探られて、何だおぼろけ山をつくるのじゃないか、こういうわけるのです。だから、そこは、人事はびしゃっといくと必ずしもそうはならないのです。どうですか、こゝろ、今度四名ふえるというならば、そういう人がおるなら——

滝井さんやれと言つておるのだが、何なら私がやつてもいいです。こういう点の人事というものは、やはりよほど考へてやる必要があると思うのです。これが国会承認人事なら歯とめをかけています。もうきまつておるのです。厚生省と防衛庁と大蔵省が出ておるが、あと、まさか自治省から出るという事もないでしょう、自治省は直接関係ないから。

○神田国務大臣 いま滝井委員のお話しになりました、役所の中の技術官の地位というもののについての考へ方、私も原則的には同感でございまして、適材適所と申しますか、行政能力があるように、その人材次第ではそういう道はあるわけではございます。決してそれをふさぐという気持ちの一番かたつたところでひとつ次官を採用した

い、こう考へております。これはおそろく私だけ

でなくて、皆さんもそういう考へだろうと思ひます。

それから第二の、いまの医療公庫につきましても、今度増員される理事はもう内定しておるかどうかというお尋ねでございましたが、これはまだ考へておりません。法案の御審議を願つておりますので、人をきめてやつておるということでは、はなはだ大それたことになりません。いまの三人の不調法なことは考へております。いまの三人のうち一人が技官だということではございしたが、これは厚生省の技官だとお考へになつてけつこうだと思ひます。厚生省におられまして、それから防衛庁の医務局長に栄進されて、退官されて入つたというのでございしますが、いままでの前例から申しますと、防衛庁の医務局長は厚生省からいつか推薦して、そのあと始末をしておるということでございます。それから、形式的にはいまおつたように厚生省、防衛庁ということになります。が、事實から申しますと厚生省はえ抜き、こういうことにお考へ願つていいのじゃないかと思ひます。

御意見もあるようでございます。十分ひとつ大阪支店長につきましては——本店、支店とも法案の成立の上は適材適所、この公庫の能力がある、みんなから信頼されるりっぱな方を選びたい、こういうふうな考へております。

○滝井委員 いまのように、年金福祉事業団の利率の關係等、役所だけではなかなかゆいところに入手が届かないのです。やはり民間の医療専門家を一人入れるということで御検討いただきたいと思ひます。首を縦に振つておるから、立つてもらつてイエスノーを言われなくても、ひとつ大臣、私の意のあるところをくんで善処願ひたいと思ひます。

午後一時四十七分開議
○松澤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
午後一時四十七分開議
○滝井委員 午前中、医療金融公庫の、主として一般會計からの政府資金の導入が前年に比べて非常に少ないということ、再々約束しておるにもかかわらず、医療金融公庫の貸し出しの金利その他が年金福祉事業団とは一本になつていないということ、あるいは国民年金、厚生年金の特別融資あるいは還元融資のワケ内に国立病院の特別會計などを入れないというのに入れておつたというような点を指摘いたしました。が、いずれこれらの問題は法案が上がるまでに理事会等で十分相談をさしてもらつて、納得がいった上で法案の処理をしたいと思ひます。その前に、三十九年三月五日にも、実は私は医療金融公庫法の一部を改正する法案が提出されて質問を行つておるわけですが、その中で、三十五年以来足かけ五年間、医療金融公庫の利率の問題や貸し出しのワケを申し込みの金額に対してどの程度やるか、あるいは据置き期間等についても再々言い續けてきておるわけですが、その中で額面さんはこういう答弁をしたところがある。「六分五厘に決定すること」は、先ほども申しましたように、金利体系のことからまいりましてなかなかそう簡単にいかぬようでございます。その影響するところも非常に多いのでございまして、それらの点を十分に検討しまして、滝井委員の御期待に沿うような措置を講ずることに政治的な責任を持つてひとつ努力いたします。それから、御了承願ひたい「こう言つておるのです。政治家のことは、これ以上のことばはないのです。政治的な責任を持つて努力をする、こう言つておるのですから。そのあとに、今度法案を上げるときに話がまとまつて、河野正さんから總括的に簡単にやつたわけ。そういう歴史的経過もありますから、一応政府の都合の

いいところの速記だけを、片言隻句取り出して言うようなことは許されぬわけですから、そこで、いまのような点は保留をいたしまして、次に入ります。お尋ねをいたしたいのは、年金福祉事業団の貸し付けの状況です。これは日赤、済生会等の公的医療機関のほかにも、いろいろ貸し付けをやっていると思います。そこで、日赤が幾ら、済生会が幾ら、そのほか事業主の病院があるはずですね、そういうものが幾らと、こういうものを一々分けて御説明をお願いしたいと思います。年金福祉事業団の貸し出しは、三十六年以來、三十六年が三十億、三十七年が三十億、三十八年が三十三億、三十九年が二十九億、四十年が四十億、これが厚生年金の還元融資分。国民年金の還元融資分は、三十七年から始めて四十年、今年度までずっと五億、この四年間みんな五億でやっているわけですから、この二十九億の厚生年金の還元融資分と、国民年金の還元融資分五億ですが、済生会に幾ら、日赤に幾ら、事業主に幾ら、その他に幾らと、これをひとつ御説明願って、三十六年以來のものとはあてで一括して資料で出してもらいたい。

○山本(正)政府委員 ただいまの御質問でございますが、いま詳細な資料は手元にございませませんが、三十九年度日赤の融資は十五件で七億三千八百二十万円、それから済生会が十八件で八億三千六百万円でございます。それから日赤、済生会につきましては、三十六年から三十九年までの合計額を申し上げますと、日赤は五十一件で二十一億八千九百七十万円、それから済生会は五十六件で二十四億一千八十万円、こういう数字でございしますが、ほかの事業主等の分はあとで資料でお出しいたします。

○滝井委員 そうしますと、たとえば三十九年を見ても、二十九億と五億ですから三十四億円でですね。そうすると、三十四億のうち十五億程度が日赤と済生会に出るわけですから、その他の中の大きいものは、事業主病院のほかにどういふものがありますか。

○山本(正)政府委員 農協関係が大きなものでございします。これは主として国民年金の資金が充当されております。それから社会福祉関係でまゝまっておりますのは、北海道の社協というのがありまして、これは病院を持っておりまして、これにつきましては、三十九年度では一億三千四百萬出ております。それから、あとは健康保険組合の病院とか事業主の病院といったようなものがあるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、農協とか北海道社協というものは額がたいして大きくないですから、事業主病院なり健康保険組合病院というのがあとの残りのほとんど大部分を占めておる、こういうことになるわけですね。この利率は、事業主病院なり健康保険組合病院は六分五厘になっているわけですね。大臣、ここなんです、日赤、済生会だけは差別をされて、今度七分に引き上げるといふことは論理が通らぬですよ。そういう意味では、博愛と人道をもって鳴っている日赤を、これは當利主義になつておるからというのをおきやうをすえて、博愛と人道の道を歩ませようとした。私なんか、その主張をしてきたわけですね。今度利率を上げるといふことになったら、ますますこの博愛と人道でやらなくなつて、いままで日赤や済生会がデラックスなものをつくつて、健康保険証で見てもらえる病床というのが非常に少なかつた。だから、けしからぬじゃないかといつて、私たちは健康保険証で見てもらえる病床を日赤中央病院にふやされたのです。そうしたら、今度政府のほうは、當利主義を奨励するように貸し出しの利率を上げるなんて、もつてのほかのことです。これはいずれあとであなたの方の矛盾はつきまされども、この点は医務局長、もう少しヒューマニズムと医学的良心を持たなければいけません。これはあなたの方の責任が八分で、大蔵省の責任が二分方ある。

○山本(正)政府委員 事業主病院につきましては、大企業の事業主病院は七分であります。

○滝井委員 ほんとうは、こういうところの事業主の病院なんか貸すことは問題があるのです。あののですけれども、小さな事業主に六分五厘にするなら、コマシャルベースに乗らないような私的医療機関に八分以上とるといふのは間違いないで、そういう点が政治的感覚がゼロです。それで、大体貸し出しの状態がわかりました。そうしますと、今度それに対応するものとして、医療金融公庫から私的医療機関に、三十九年度にどの程度の申し込みがあり、どの程度の需要に應じておるかといふことですね。前年からの繰り越しもあると思います。三十八年に申し込んだけれども、借りられないで三十九年に繰り越されたものもあると思います。その三十八年から三十九年に繰り越されたものが幾ら、三十九年における申し込みが幾ら、そうしてそれに対してどういう決定が行なわれておるか、なおどの程度四十年度に繰り越さなければならぬか、こういう四つの点を明確にしてください。

○大崎政府委員 三十九年度、これは四月から十二月までの資料でございますが、借り入れ申し込み受理が三百十八億九百九十九万円でございます。その内訳は、新規受理が二百三十億一千六百万円、前年度からの繰り越しが八十七億九千二百万円でございます。

○滝井委員 大臣お聞きのとおり、三十九年度の資金のワケは百三十五億円、百三十五億円に対して申し込みは三百十八億九百九十九万円あるわけですね。だから約三倍、二倍半の申し込みがあったわけですね。そうして貸し付け決定額は百六十一億でございます。すなわち、百三十五億の資金ワケをすでに二十五億もこえて決定されておる。そして三百十八億申し込んで百六十一億しか決定されてないわけですから、なお半分残つておるわけですね。こういう実態なんですね。それでこういう実態の中に、なる

ほどニューフェイスかもしれぬけれども、公害の事業団の金が入つてきてみたり、国立病院が入つてきてみたり、社会事業の振興会のものを持つてくるわけですね、二割五分の労働者のワケの中に。こういうものは、公害なんというものは当然国がやるべきものだ、こういう労働者の二割五分の中から借りていくべきものじゃないですよ。一般の資金運用部資金の中から借りるべきものなんですよ。こんなことを許しておいたら、もう大蔵省は何もかもこの二割五分の中に押し込んでしまふ。労働者の福祉に關係しないものはないのだから、そういう意味で広義に解決すれば幾らでも広がる。なぜならば、国民の九割までは労働者に關係があるんだから、いわんや就業人口の中の四千五、六百万の中の二千五、六百万というのは雇用労働者なんですからね。いままで厚生省は、古井さんのとき以來一貫をして、われわれの国民年金なり厚生年金の積み立て金が、こういう形で何かかわからぬような形で使われるのは困る、年金勘定をつくれと強く主張しておつたわけですね。また、年金審議会等もそういう答申を出しておつたわけですね。これを忘れたわけですか。これは一体、いまだのようにならぬように主張しておやりになつておるのですか、その点は。

○山本(正)政府委員 ただいまの年金積み立て金の運用につきましては、御指摘のありましたように、従来から、厚生省といたしましては少なくとも特別勘定をつくつて、その年金資金の使途を明確にいたしたいという主張は変えておりません。それは昨年度におきまして強く主張いたしました。その結果、この問題に対しての扱いについては資金運用審議会にかけるということになりました。その後資金運用審議会におきまして特別委員会をつくりまして、この特別委員会が厚生省の主張する特別勘定設置問題といふものを根本的に検討なされておるといふ段階でございまして、厚生省としては始終一貫した態度を主張してきた次第でございます。

○滝井委員 まず、このたがは締めておかぬこ

とはだめなんです。そういう主張をしておるだけで、ちっともがらぬからだめなんです。いつも寄り切られておるわけです。少なくとも大蔵省という横綱にぶち当たったためには、もう少し訓練しておらにやいかぬわけです。いつも寄り切られてばかりいる。訓練が足らぬ。だからいつも赤子の手をねじられるように寄り切られてばかりいるわけでしょう。少なくともこういうところは、もう古井さんのときから、法律ができたときから主張しているのですから、国民年金の法律ができたときから主張してきているのだから、もう少しそれはきちっとしないと話にならぬですよ。大臣、この点は大臣として一体どうするのですか。

○神田国務大臣 いまの滝井さんのお尋ねでございますが、私も古井厚相時代からの方針を堅持いたしまして、予算折衝の上には、これを土台にして折衝を続けてまいっておたわけでございます。ただ、問題は、御承知のように厚生省の予算が伸びていますので、こういう国の財政難が続いてまいりますと、どうしてもしが寄ってくるのでございます。そういうようなことになっておまして、これは私もまことに遺憾に思っております。今後とも十分努力いたしまして、こういうことを取り除くと同時に、なお二五歩をこえるようなことに極力努力いたしたい、こういう所存でございます。

○滝井委員 国の予算が伸びているけれども、厚生省が資金運用部の資金計画に貢献する度合いも伸びているわけです。今度一万四千年金で、去年まで厚生年金なり国民年金は、厚生年金が二千八百八十億、国民年金が四百五十六億だったのが、二千八百八十億が三千二百六十億とふえるのですから、一千億以上ふえるのですよ。しかも国民年金のごときも、四百五十六億が四百九十二億とふえてくるのですからね。だから、こういう問題についてもう少しがんばってやらなければ話にならぬわけですよ。幾ら言ったってぬかにききみないもので、ちっともハッスルするところがないから厚生行政が前進しない。国の予算が伸びて他の経費

がよけいに要るから、私のほうはしょうがないということでは、これはもう話にならぬ。

そこで、いま年金福祉事業団のことを一応聞きまして、それで今度は、医療金融公庫の状態を御説明いただいたわけですね。この中で、大口の私立大学病院の建設の経費が入っているわけですね。これは本来、年金福祉事業団に入れるという主張をわれわれはしておたわけですね。ところが、最後のどたんばになって、これはひとつ医療金融公庫で見えておくれ、こういうことでとりあえず見ることにしたわけですね。しかし、いまの日赤や済生会その他のものをあいうぐあいにして年金福祉事業団でござらんになる。それから、今度国立病院の特別会計がまた新しくこういう形で見るとすれば、これもやはり別ワクにするか年金福祉事業団に入れてやらぬと困るわけですね。なぜ困るかという、さういふ私が御質問をして皆さんが明白にしたように、とにかく三百八十八億申し込んだのに六百六十一億しか決定していない、半分しか決定していない。そうすると、そこにどかんと大きな私立大学の付属病院の施設の金を取るようになるわけですね。これは医療金融公庫から貸すようにして、一体毎年幾らずつ出しておりますか。

○大崎政府委員 大学病院に対する貸し付けの資料は、現在手持ちをいたしておりますので、あとで御回答申し上げたいと思います。

なお、大学病院等を含めました特定病院につきましては、三十七年度の貸し付け決定が十六億でございます。それから三十八年度が六億、三十九年度の貸し付け決定が十四億五千万円でございます。

○滝井委員 そうしますと、三百十八億の申し込みの中にどの程度入っておりますか。

○大崎政府委員 後ほど調査してお答え申し上げます。

○滝井委員 私立大学の問題というのは、いつも一番大きな政治問題になっているのだから、そういう資料ぐらいいここに持ってきておらぬと困るですよ。わからぬですか。

○大崎政府委員 あとで御返事いたします。

○滝井委員 そうしますと、十四億五千万円という、百三十五億ですから、一割ちょっとこえておるわけですね。そうすると、ことしの全国の私立大学の状態その他を見ても、これは減ることはないですよ。もういまはデラックスにしないと患者は来なくなつた。客観情勢は減ることはない。そうすると、私学振興会からの関係はどうなるのですか。

○大崎政府委員 私学振興会から大学病院に対しては融資をいたしておるわけでございます。その数字につきましては、現在持っております。文部省のほうに問い合わせましてお答え申し上げます。

○滝井委員 病院の財政投融資問題というのは、毎年医療金融公庫なり何なりで質問があったらすぐ出るんだから、一年にどの程度の財政投融資なり、資金の融資が、公的医療機関、私的医療機関に行なわれるかというのことは、右から左に準備しているのが当然ですよ。そういうことさああなたのほうで全然握っていないのだから、医療行政ができるというもできないですよ。一番重要なのころじゃないですか。こんなことじゃ厚生行政はまかせられぬですよ。勇将のもとと弱卒なしというけれども、どうも神田厚生大臣は勇将じゃないらしい。実際、これではまるきり質問が停滞してできやしません。もう少しこういうところは、毎年尋ねているところなんです。財政投融資を尋ねますと言っておるのですから、いま右から左に回答ができなくても、資料ぐらいい持ってきておいてやるということぐらいいでなかった話にならぬ。

百三十五億のうち十四億五千万円出ていることは確実です。そうすると、一割は出ていくということですよ。そうすると、一割が先食いをされてしまふ。ことし百七十億ですから、この一割取られちゃったなら、もうあとは、いま言ったように前年度からの繰り越しがあろうでしょう。三百十八億申し込んでおいて百六十一億しか決定されていない

のだから、あと二百億ぐらいいというものは繰り越してくるわけですね。そうすると、一体ことしの申し込みはどうなるのだということですよ。四十年に申し込んだ人は認められぬことになるのです。

よ。これで一体医療行政がやれるかということですよ。四十年に申し込んだ人は借りられないのです。これは来年でなければ借りられない。来年借りれるかどうかはわからぬ。百七十億しかワクがないのではありません。(申し込んだ者は借りられないはずはない)と呼ぶ者あり)申し込んだ者は借りれないはずはないと言わなければならないという。ことで申し込んでおるのだから、行政はやっぱり貸すつもりでやらなければいかぬわけですよ。そうしますと、論理が合うように説明をしなければならぬことになる。だから、それならば、いま言ったように国立病院その他をのけて、国の資金運用部から出す方法を講じなければいかぬわけですね。だから、この問題は、いずれにしても王手飛車手です。こらあたり論理が合っていないのですよ。だから、ことし申し込んだ人は申し込みの順でみないのだから、あとから申し込んだのは、よほど特別の事情がない限りはだめなんです。だから、そういう点で、私たちが申し込んでます。大臣、この点は一体どう打開するつもりですか。ことしの申し込みは、もはや二百億余りの先に申し込んだ人が、少なくとも全部落ちてもらわぬことには話にならぬことになる。

○神田国務大臣 医療金融公庫資金の割り当ては、需要に應ずるほどあることが一番けっこうなことでございますが、こういうような金融公庫が、大体いままでの例からまいるとしても、たとえば中小企業金融公庫にしても、国民金融公庫にいたしましたも、その他市中銀行等をござらんになつても、全部需要を満たすというふうなところまでは国力全体がいてないと思うのでございませう。また、申請した場合も、いろいろまた査定減というものもあると思いますし、いろいろの事情で取り下げるといふ問題もあろうかと思ひます。

とにかく絶対量の少ないことは、滝井先生のお話を私共そのまます感じますが、しかし、これだけあるからといってふやしたいということも同感でございまして、努力いたしますが、これを全部これだけ充てるといふことはなかなか至難ではないかと思ひます。中小企業を対象としている三公庫が、いつも三倍以上の申込みがございまして、いまの日本の姿がやはりこうなんじゃないでしょうか。言いわけを申し上げておるわけではございせんが、とにかくこれは医療行政でございまして、特に人命尊重の一番大事な基礎でございまして、これはそれ以上に考えなければならぬということも当然そう考へておりますが、全部行き渡るようになるといふことは理想でございまして、理想に一步一步近づけていくということではなからうか、資金需要に応じて資金のほうも用意されていく、こういうことではなからうかと思つております。

○滝井委員 大臣と同じように、申し込みを受けたものは全部借りられるという大それた考えを持つておるわけではないのです。しかし、資金のワケが二割五分ときめられてしまつておるわけですから、それならば、なぜ二割五分を増加する方法をとらないかということ。二割五分の増加がでなければ、なぜこういふところに国立病院や公害防止事業団を割り込ませるかということをおる。これは王手飛車手ですよ。初めからちゃんと申しておる。だからこういふものを排除してしまつて、労働者の住宅とか、私的医療機関とか日赤、済生会、事業主病院、こういうところへ持つていくというなら話はわかる。ところが、一般の地方債まで持つてきておるんでしょ。一般の地方債は上水道とか下水道ですよ。こういうような金まで起債のワケを、去年やかましく言つたから、九十億をこしは五十億に減らしておりましたけれども、依然として五十億ある。滝井がうるさく言うからちよつと減らしておけということで減らしたのかもしれませんが、ちよつと減らしておる。大体こういうものをに入れてはいかぬというこ

とで、去年、年金局長なんか口をすっぱくしてそれは反対したんですよ。反対だと言つておつたのに、よそから力をもつて入れさせられておるんですよ。局長なんか、反対だと言つてこゝで答弁をしておる。特別勘定を設ける——特別勘定はこんなものを入れることになつてないから、そうしなければワケをふやさないといふことです。二割五分を三割、三割五分にするといふことです。ワケをふやせば百億くらいはすぐふえます。それがどうしてもできなくてワケの中でやるならば、こういう国立病院なんといふものは、労働者の中から借りるというのとは違つておるんですよ。それを排除して資金運用部にいく、こういう形でなければいかぬです。結局どこからついても、やっぱりこういうふうにもとのところに戻つてしまうのです。

そうすると、いまの私立大学の病院の問題ですね。これは年金福祉事業団さへ持つていかれませんが、業務方法書が削除して、年金福祉事業団の業務方法書の中に入れるのが当然でしょう。私立大学の病院というのは教育機関でしょう。なるほど、それは治療もやつております。しかしそれは、文部省の国立大学の付属病院だつて同じことをやつておるのだから、そうしますと、これは当然年金福祉事業団の公的なものを持つていくべきですよ。それをここに入れなければならぬという理由はない。当時は、われわれは、まあやむを得なからう、あのときもそういう方針を大蔵省が決定してしまつたから、やむを得なからうといふことで黙つておつた。しかし、こういう資金のワケがだんだん窮屈になつてきて、コマースシャルベールに乗れないようなものの中から一割を天引きされて、そして私立大学の病院に持つていくといふことはできない。年金福祉事業団に持つていくことが当然です。それを大臣、ひとつでできますか。

○尾崎政府委員 先生のお話はよくわかるのでございまして、医療金融公庫と年金事業団との担当と申しますか、受け持ちと申しますか、関係をきめまして、それによりまして資金のワケを四十年度もきめておるわけでありまして、いまこれを急に移すといふことはいかかか、こゝでやりますといふふうにお約束することはちよつとできませんので、将来の問題として検討させていただきたいと思ひます。

○滝井委員 農協の病院なんかは、もと医療金融公庫だつたんです。そうでしょう。

○尾崎政府委員 前にどうだつたかよくわかりませんが、農業協同組合連合会のものはいま年金事業団でやるようになっておりますし、前もそうだったように私は思うのですが……。

○滝井委員 それならば、前に医療金融公庫から年金福祉事業団に移したものはあるはずですよ。

○尾崎政府委員 ちよつと歴史的に、先生のほうがお詳しいのでよくわかりませんが、調べてみたいと思ひます。

○滝井委員 移したものがあつたのです。いま私もちよつと名前を思い出せぬが、あることは事実です。やれたんです。だからこれはやれぬことはないわけですよ。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕

大学病院というのは、なるほど私学です。私学だけれども、私的医療機関と同じに見るということとは間違ひです。少なくとも、国立大学の病院と同じようにそこでは研究が行なわれ、今後インターンの問題を解決するとなれば、重要なものになる。それを私的医療機関と同じような取り扱いをすることは問題がある。そういう将来の展望に立つて今度直さなければいかぬです。これは、私は論理は間違ひしていないという確信を持つています。だから、それはあとでべん調べてくださる。移したものが必ずあるはずですよ。業務方法書を二、三年前に書きかえていた。いま私は思ひ出せぬが、たしか農協でなかつたかという感じがしている。

次は、医療機関の配置の問題に入ります。年金福祉事業団なり医療金融公庫等の投資の状態を見ますと、特別地方債と医療金融公庫と年金福祉事業団と三つを合わせますと、大体今年は三百四十二億、昨年は二百八十六億、三百億になんなんとするものが出ていつておるわけですよ。このほかに、地方自治体自身の財源なりあるいは民間資金の私的医療機関の借入れその他もありますから、これは相当な投資が行なわれておるわけですよ。そうしますと、この投資の中で、当然医療機関の配置といふことが問題になつてくるわけですよ。依然として無医地区はなくなつていないわけですよ。この配置の問題を一体あなた方はどう考へて、今後医療の万全を期していくつもりなのかといふことですね。かつて厚生省は、県庁の所在地に一番中心的な病院をつくつて、それから地区の病院をつくり、地方の病院をつくるんですか、何か一応系列的なものを、川上さんが医務局長のとき出したことがある。その後、そういう病院の適正配置の問題については、医療法の問題でたがたして以来、さっぱりはつきりしないのです。そこで、われわれが健康保険の財政を考へ、国民の負担能力を考へるが、同時に、それらの保険制度がうまくいくためには、医療機関の配置といふものがやはりある程度適正になつていないと、いなかに行つても病院がなかつた、保険料を納めるだけで医者にはかれぬじやないか。あとでも触れますけれども、営業が横行しておる、そうしてたまにアンブルを飲んだら、アミノピリンのアレルギーでころつと参つちやつたといふような悲劇があつてはたいへんです。ですから、医療機関の配置の問題をどう一体考へになつておるのかといふことです。この問題は、われわれが医療の財政投資をやる場合の非常に重要なポイントになつてくるわけですよ。むちゃくちゃに野方図に、無規則に金をどんどん出していつていいものではないと思ひます。当然そこには、やはり何らかの形で、少なくとも公の病院については、適正な配置が行なわれたあとに、私的医療機関がどういふことをするのだといふことになつておるんですよ。それについて、ひとつあなたのほうのかちつとし

た所見を述べてください。だんだん述べていって
おるうちに、この前じゃないけれども、それは省
議で決定したものでなかったのだといって逃げ
てしまつて、詰めていったところが、何が何やら
わからぬということが数年前にあった。だから述
べるものは、厚生省として省議決定をして、内閣
として責任のあるものを述べてください。

○大崎政府委員 医療機関の整備につきまして
は、御案内のように、医療法の七条の二の問題が
ございます。この七条の二に基づきまして、現
在、一般病床、精神病床、結核病床というよう
なものに分けて、それぞれ最高限の限度が定め
てございまして、それに応じまして公的医療機関の規
制を行ないますと同時に、余裕ができましたもの
は、これは病床不足地区のほうに資金を回す、こ
ういうふうなたてまえをとっているわけでござい
ます。そういうふうなたてまえをもちまして、これ
を一応の基準といたしまして、医療金融公庫の基
準といものが現在できているわけでございませ
う。その医療金融公庫の融資基準に従ひまして、や
はりこれは私的医療機関につきましても、適正配置
という観点から資金的な規制を行なっているわけ
でございませう。なおそのほか、国で直接開設を
いたしております病院もございまして、これもやは
り医療法の七条の二の精神に沿ひまして、国にお
いては設立をいたしておるわけでございませう。そ
のほか、公的医療機関につきましても、これは
御案内のように国庫補助の定めがあるわけでござ
いませう。その国庫補助にあたりましては、私が申
上げましたような基準によりまして、さらに具
体的に適切な場所を定めまして補助をいたし、そ
のおのおの裏打ちの融資をいたしておるわけで
ございませう。

○滝井委員 私がお尋ねをしておるのは、医療法
の七条の二によつて——借り入れを申し出ると、
その七条の二によつて適当にやるといふのが、こ
れはいわば自然の流れに従つておるのですよ。そ
うではなくて、国のほうで何か積極的に、少なく
とも公的医療機関については、こういうような配

置をやるというふうな計画をお持ちですかという
のです。かつて医療機関の整備五カ年計画という
のを立てたことになったことがあるのです。そしてこ
こで私はそれを持ち出してみたところ、いやこ
れは省議で決定しておらなかつたところか、いやこ
言つて、ごたごたもめたことがあるでしょう。そ
してやむやみになつておるでしょう。大臣がかわ
ると、厚生行政の長期構想なんて、うまいことア
ドバールンとあげますけれども、そんなものはな
かつたのだと言つて、企画室なんか資料を絶対出
さなかつたですね。だから、ここでそういうもの
がございませうと云つて、医療問題がこれだけ
紛糾しているのに、何か公的医療機関の適正な配
置でもお考えになつたことがあるか。医療金融公
庫なり年金福祉事業所の貸し出しの中で規制す
るだけであつて、あとは野となれ山となれで、自
然の流れに待つておるといふことで厚生行政がい
くのか、それとも公的医療機関については何らか
適正な配置を考へておるのか、考へておるなら
ば、一体どういふ案があるのか、その案も、私
個人で考へておるといふのじゃなくて、厚生省の
決定したようなものがあるのか、こう聞いて
いる。

○大崎政府委員 医療機関のいわゆる適正配置、
なかなか公的医療機関でございませうが、この
配置につきましても、写真といひますか、びたり
当てはまるような写真を持つておるかといふこ
とであれば、それは持つておりません。ただし、
国立病院、療養所等につきましては、たとえば國
立病院につきましては、基幹十病院がすでに整備
をほぼ終わるような段階でございませうし、現在三
十病院につきましても、これは準基幹病院といは
まして、三十病院の整備が進行中でございませ
う。それから療養所につきましても、ほぼ基幹療養所
的な構想をもちまして中心となる療養所を整備い
たしたい、かように考へまして、現在これもそれ
ぞれ予算的な必要の措置を講じておるわけでござ
いませう。その他の医療機関になりますと、国が直
接この設置を定め得ないものも御案内のように

ございまして、それにつきましては、指導なりあ
るいは補助金などの交付の際にいろいろ御指導を
申し上げておるところなものであります。そういう
ふうな個々の事例につきまして、できるだけ地域
の実情に合ったような基幹の病院の配置をいたし
たい、こういうふうな考へまして、現在進めてお
るわけでございませう。

○滝井委員 国立病院については、何か写真写
したいのがあるような、ないような言ひ方を
けれども、あなたの場合は日本全体の医療行政を
掌握されているわけですから、医療法をつくつ
た精神も、やはり厚生大臣の権限というものがき
ちと確立されていなければだめだといふこと
で、あれは議員立法でわれわれに医療法をつくつ
たわけですから、何かあれで公的医療機関のできるの
を抑制するがごときことを社会党までがやつてお
るなんという、あほな言ひ方をする人がおるけ
れども、そうじゃない。いま公的医療機関がお互い
に、競合し合つてむだな投資が行なわれるから、そ
れを排除して、できればこういうものもどんど
りっぱな病院に持つていこうという考へ方なので
す。それを何か間違えて、社会党さえも公的医療機
関をつくるのに反対しておるなんというばかなこ
とを言うのがあるけれども、われわれの意思はそ
うじゃない。公的医療機関が都市に集中をして、
お互いにむだな競争をやるのかやめさせようとい
う考へ方だ。そして都市に集中することを——都
市でなければもうからぬから、そういうことにな
る。そういう公的医療機関が六分五厘の長期低利
の金を借りておつて、都市につくつてもうけるよ
うな行方はいかぬ。しかも差額徴収をやつたり
することはいかぬ。こういう気持ちで私たちはあ
いいう法律をつくつたのです。これは非常に誤解
がある、曲げて見る、ためにするのがあるのかも
しれぬけれども、そういう形ですから、したがつ
て、あなたの場合は、医療法で厚生大臣が一つのつ
かさをつけたわけですから、他の大臣がつくるときは
あなたと協議することになつておるのだから。
したがつて、これは当然、全国の病院の配置とい

うものを、少なくとも公的医療機関についてはど
ういう形で持つていくという方針くらいはきちつ
としなければ、風のまにまにゆれて、金を借り
来たときだけちよこちよこやる、ベッドの数だけ
数えてやるというのじゃ話にならぬ。いまのよう
に人口が太平洋ベルト地帯に集中をして、そして
投資のほとんど七、八割というのがそこにつき込
まれて、生産も太平洋ベルト地帯で六割から七割
あがるという事態になつたときに、病院もそこに
集中してしまふのです。そうすると、やはりそ
ういふ地区における病院のあり方というものを考へ
なければいかぬ、そういう点をもう少し科学的に
綿密な調査をしてやらなければならぬと思ふので
す。そういう体制がちつともないでしよう。だか
らそういうことができれば、あなたのほうで
もう少し大臣に言つてスタッフをそろえて、そし
て全国的な調査をやつて、経済の動向と病院の配
置といふものはマッチしていかなければいかぬで
すよ。新しくコンビナートができて、そこに人口
が集中してくる、人口が集中してくれば、公害
の他が出てくるから病院をどう配置するか、公害
をどう予防するかといふことを当然やらなければ
ならぬ。それが佐藤さんの社会開発でしよ
うが、そういうことをちつともやられていない
のですよ。やるのなら、そういう構想を、医療金融
公庫の審議をするときには、率先して大臣の提案
理由の中にも述べてやるくらいの前向き——よく
神田厚生大臣や田中大蔵大臣の言うような前向き
というの、そういうことですよ。それが、何も
そういう計画がない。そういう計画をもう少しき
ちつとやつてくだされう。

それから、最近では医者でない人が病院をやり始
めたわけですが、この非医師に対する医療金融公
庫からの貸し出しといふことは、どういふことにな
つておられますか。

○大崎政府委員 御案内のように、医療機関の開
設者といふものは必ずしも医師であることを要し
ないわけでありませう。ただし、その管理者につきま
しては、医療法上必ず医師でなければならぬこ

とになっておるわけであります。その開設者が医師でない場合について、一休医療金融公庫の融資の上でどういふふうな取り扱いを受けているか、こういうふうなお尋ねだと思ひますが、その実情によりまして、調査をいたしましてそれで貸すべきものには融資をしておるわけでございます。

○滝井委員 融資をして悪いとは言つておらぬ。非医師に一体どの程度の金を貸しておりますかというところをお尋ねしておる。この点は非常に重要な点です。これは医療というものが——御承知のとおり、弁護士法では、弁護士でなければ弁護士事務所を持つことはできない。ところが医療は、非医師でもやってもいい。そこで、ここあたりの点が、やはり医療の権威というものが地に落ちる一つの原因ともなつてきておる。それは停止を受けた何れにしても、自分が免許を取り上げられるわけではないのですから、非医師はまたかわりを雇つてやればいいから、そこあたりは、これはわかるはずで、さういふものは、小さなものはたいして問題でない、大きなところが問題です。それは、たとえば市町村立がやつておるとか、あるいはと違ふ。こういうわけですよ。医療法人みたいなものをつくつて出てくるわけですから、さういふ点についてもう少し調べてもらいたいと思ひます。

それから、最近オープンシステムというのはやり始めた。あれは臨床検査センター、こういうものに対するお金を貸す方針というものは、どういふことになっておりますか。

○大崎政府委員 いわゆる共同利用施設といひますか、たとえば医師会立のオープンシステムをとつて、あるいは検査センターというふうなものにつきます。できるだけ重点的に融資をいたしたい、こういうふうな考えまして融資をいたしているわけでございます。

なお、このところで、御説明を申し上げるのも恐縮でございますが、先ほどお答え申し上げました中で間違ひがございますので、訂正を申し上げます。まず、私学に対して三十九年

度で貸し付け決定をいたしました額でございますが、これは七億六千万円でございまして、したがって、先ほど申し上げました直接の特定病院に對する貸し付け額十四億五千万円の中で、七億六千万円を私学の病院に對して融資をして、さういふことでございまして、なお、私学振興会におきましては、公庫で融資を始めてからこれを打ち切つておるさうでございまして、この点私の答弁は間違つておりましたので、訂正させていただきます。

○滝井委員 そうすると、ますますそれは重大になる。私学振興会から金が出なくなつた。さうすると、ワクの少ない医療金融公庫の中へこれのせり込まなければならぬ。特定病院は、他のものはどういふものがあるかと説明して、それの割程度の中に私学が入つておるわけですから、これは——これも、あなた方がこゝで答弁できなければ、ばくらは、鳴くまで待とうとホトギスで、答弁がはつきりするまでは法案を延ばしておけばいいのだから、あつてのことではないので待ちますけれども、いづれこれは、前に言明しておいた問題もありません、河野さんが昨年総括でまとめた問題点もありませんから、それと一緒に理事会があるいは別の場所であつていただくとして、特定病院は、私学の付属病院のほかどういふものがありますか。

○大崎政府委員 特定病院は、私学の病院を除きますと、総合病院がおもなる対象になるわけでございます。すなわち二百ベッド以上の各科を置いている病院でございます。

○滝井委員 そうしますと、その総合病院というのはだれがやるのですか。これは非医師その他がやるわけですか、医師がやるわけですか。

○大崎政府委員 私的機関でございます。開設者としては法人の場合もございまして、個人の場合もあるわけでございます。個人の中には非医師も入つておる可能性があるわけでございます。ただし、その点は、現在資料を持つておりませんので

わかりません。

○滝井委員 あとからその特定病院の三十七年十六億、三十八年六億、三十九年十四億五千万円の内容を資料として出していただきたい。それから同時に、非医師が公庫からどの程度金を借りておるのか、これは調べてみればわかると思ひますが、出していただきたいと思ひます。

いま一つ、医療機関の配置の問題その他については、医療法ができたにもかかわらず、厚生省は十分な準備をしていないようでございますから、あるいはさういふ質問をしてもまたぬかにきになるかもしれません。最近非常に問題になっておるのは心臓外科です。それから交通事故における脳外科です。御存じのとおり、心臓の手術ができる人というのは非常に少ない。それから交通事故の二、三割といふものは、早く脳手術をやれば、たとえば硬膜下の出血、硬膜外の出血あるいは脳の実質の中の出血、さういふようなものが早く診断をして、きつと診断がついて、たちどころに手術をするといふことになれば相當の助かる率が出るというところは、これは常識になっておるわけですから、ところが、なかなかさういふものがないわけですから、そこで、いまわれわれの友人の中にも、名前を言つては失礼ですが、参議院へ出ておつた神原さんの弟さんの神原任さんといふところに紹介をしてくれ、紹介をしますと、ずつつかえておるのです。ベッドがない。もちろん手術の名医も少ないですから、つかえて待つて、大体あなたはいつごろだ——いまごろ申し込んだら、おそろくこの秋か冬か来年の春ぐらいでなければやつてもらえないかもしれません。それぐらいつかえておる。さうすると、さういふ問題は、東京とか京都とか大阪といふような大病院のあるところではなればならない。さういふものについて、少なくとも優先的に年金福祉事業団なり医療金融公庫から金を出して、いわゆるプラント輸出と同じで、さういふ専門家何人かをグループにつけて、ひとつ行つてやつてくれ、あるいはその大学につける、さうして率先してやる形をとらない

と、これは人命尊重の立場から言つても非常に問題のあるところだ。さういふ施策をすみやかに必要があると思ひます。病院の配置の問題だけじゃなくて、最近プラント輸出といつて、ちゃんと一つの貫した機械に人間までつけていく、それと同じようにきつと病院をつくる、さういふ融資のときにさういふものを優先的にやるべきだと思ひます。医師会のオープンシステムのところには人間も一緒につけてやる、金もつけますよ、厚生省が人件費を持つてやるから、それをひとつ置いてやつてくれぐらひの積極的なことを考へないと、医療行政といふものは進まない。さういふ脳外科とか心臓の外科の大家といふのは少しい。脳外科をやれるのは、おそろく二百人ぐらしかいないのではないですか。だから、さういふのを養成することもやはり考えなければならぬ。大学に四千、五千、八千人も無給の助手、副手をためておつて、そして親のすねをかじつてかじつて、かじつてのがなくなつてやむを得ず泣き泣き出ていくといふのはなくて、ひとつ心臓外科の専門をやつてくれ、脳外科の専門をやつてくれ、さうすると厚生省が病院をつくつて、君をそのキャップにするから行つてもらいたい、金は少しは出していいというぐらひの、隘路になつておるところは積極的なやうなだけの施策が必要なんです。何も国立病院だけじゃなくていい。さういふ、もうちょっとかゆいところには手の届き、国民が望んでやまないやうなことをすばり打ち出していくといふのがほんとうの積極的な行政になる。さういふ点がどうもない。積極性がなくて、前向き前向きと、ことばでは前向きと言つて、前向き行動を見たらカニの横ばいになつておる。それではいかぬと私は思ふ。さういふ積極的な施策といふものはあなたの方持ちですか。これだけの三億億の金を使うのに、何かさういふ積極的なものを打ち出していかないと、ただマンネリズムに、年々歳々花が咲くように同じような給料をもらつて仕事を繰り返しておるというのでは話にならない。

○尾崎政府委員 医療技術の進歩に伴ひまして、

そういうふうな新しい高度の医療技術を提供する医療施設をできるだけ計画的に各地に設置するということは、お話のとおり望ましいことだと思えます。われわれもできるだけ努力しなければいかぬと思えます。

まず、何かやっているといるかというお話でございいますから申し上げますが、ガンの関係につきましても、国立がんセンター以外に大阪、愛知、仙台というふうなところに、各府県でつくりましますガンの医療施設にこちらも助成する、また融資等においてもできるだけ優先的に取り扱うというふうなことで、診療体系を全国的に整えていくように努力しております。さらに、その他の地域につきましても、全国的に各ブロックに一カ所ぐらいは、まず第一にしっかりとガンの医療体系をつくっていききたい、こういうふうにいまやっておりますところでございます。これは大体目算がついております。

それからお話しした心臓関係でございしますが、これはいま先生が言われましたように、技術者がなかなか得にくい。それから心臓外科をやりますような設備を整えましても、やはり患者さんが、すでに経験のたくさん積んだ有名なところにどっと押しかけていくというふうな傾向がございまして、藤原先生のところなどは、いまお話しのように押すな押すなという状態になっております。そこにつきましても融資を特別に考えまして、別途いま考慮するようにお手伝いしておるわけでございしますが、その他の地域につきましても心臓外科の設備を充実させ、また技術者、医師等の訓練をやっていくというふうな考え方で、自分のほうに直接できます国立病院等につきまして助力し、またほかのところにつきましても、融資等でできるだけ考慮していくことをやっております。

それから救急病院の、特に脳外科の関係でございしますが、脳の関係はなかなか十分進んでおりませんが、いま京都の日赤の第二分院でございしますが、それから名古屋というふうなところに、救急病院の脳外科をしっかりやるようなものができつつありまして、その他の地域でも、この救急病院

の整備につきましても、われわれも将来努力していかねばならないテーマだと考えておるわけでございします。

○滝井委員 考えるだけでなかなか実践に移さなければならぬわけですが、ひとつそういう目のさめるようなやつを、ことしできなければ来年くらいはやるようにして、年金福祉事業団、医療金融公庫の中に少し金を取って、そういうものをプラント輸出と同じように、二、三カ所くらいばつとつくるというくらいの迫力を持ってください。週刊誌に脳外科のことや心臓のことを書かれて、そして厚生省は何をしているんだ、あるいは水上勉さんから、重度精神薄弱児はこうだ、おれの中の直子という娘を見てくれ、こんなに手がかるのだという手紙を総理大臣がもらわなければ、厚生大臣が動かぬというのには情けないです。だから、先手先手を打って国民を引っばっていく厚生行政を出してもらいたい。

それから今度は、返すことです。借りた金を返す状態です。一体いまの医療費の実態で、借りた金をうまく返す計算になりますか。典型的な診療所、個人は、一番上は三千万円ですか五千万円ですか、何かその金は貸してくれませんか。——三千万円ですな、一番低いところは、普通、三千万円も借りるというのは相当のところであって、三百万から五百万です。川上さんのときに、平均的にどの程度の病院だということを一ぺん教えてくれたことがある。そのときには、このくらい、三百万から四百万の金を借りる、そうすると、一日にどの程度の患者を見て、どの程度の収入が上がるかというこれは返せぬのだという説明をしてくれたことがあるのです。あれからずいぶん情勢が変わった。あれは三十五、六年ころだった。光陰矢のごとし、あれから五、六年流れたわけですね。いまあなた方は、医療金融公庫から五百万円くらい金を借りたら、一体どの程度の患者を見て、どのくらいの収入があったら、これが順当に返していけるような試算をしておりますか。三千万円のところでもいいです。そして働く医師なり

看護婦の給与は国家公務員と同じだというように見たときに、どういうようになっていますか。これは、もしいまここになければ、次会に資料を出してもらって、それから質問してもかまいません。

○尾崎政府委員 現在そういうふうな計算はやっていないと思いますが、現実といいたしまして貸し付け金の回収状況は順当に行なわれておりまして、三十五年度には三百八十九万四千、三十六年度には三億七千万円、三十七年度には十億一千五百万円、三十八年度には十九億九千万円、三十九年度には十二月末で二十億七千万円というふうな、予定いたしましたより予算よりもよい回収があるくらいで、回収状況は順当にしておりますので、いろいろ計算をいたしますよりもこの事実のほうが——実際貸し付け金の債権の集めつきもないようでございますので、あまり計算はいってないのが現実だと思えますが、各医療機関によりまして経営のやり方等に違いがあるので、平均で言うのは、そういうような状態にいていないところでございます。

（小沢）辰委員長代理退席、井村委員長代理着席

○滝井委員 事実は小説より奇なりということがあつた。その事実は、案外、一番最後にあなたの言うた二十億七千万円。ことしは二十五億くらい返すことになるのです。しかしそれは、返した内容の実態が、どういうようにして返しているかというところが問題なんです。返しておる医療機関の実態は、一体どうなんだということが問題なんです。そこがわれわれの知りたいところなんです。そのことが、同時に、客観的に見ると医療費の問題に関連してくるのです。これは医務局長御存じのとおり、百人病気になる、百人がみな医療機関には見てもらわれないのです。御存じでしょう。病気になるたら何人医療機関に見てもらいますか。

○尾崎政府委員 たとえば目が悪いとか、歯が悪いとか、神経痛等もありますので、その定義によりますが、大抵疾病調査等によりましての有病の

率と医者にかかっている者は、大体五〇％ぐらいの者がかかっているのではないかと思います。

○滝井委員 半分でしょう。そうすると、あとの半分というものは、はり、あんま、きゅう、柔道、整復、売薬、こういうことでいくわけですか。ここに一つ日本の医療問題における薬の問題が宿っているのです。そこで、この問題は、いずれ健康保険の審議等をするときにもう少し詳しくやりまします。あなたの国立病院が、今度還元融資を十三億お借りになることになるわけですね。全部で去年は二十億資金運用部から借りて、自己資金十三億、ことしは資金運用部資金から二十五億借りるが、そのうちの十二億は年金の分だ。そして自己資金十三億、三十八億になりますか。これを返さなければならぬわけですね。これは国立病院の特例会計全体として返すことになるわけですが、個々の病院について見たときに、一体順調に返せる状態にあるのかどうかということですね。

たとえば一つの例をとれば、AならAという病院が借りますね。借りた病院が、いまの医療費でこれを返すだけの能力がうまく回転をしておりますか。どうですか、その実態を説明してもらおうと医療費問題の一つの指標が出てくるわけですね。

○尾崎政府委員 今度借り入れ金によりまして病院の実績を、ここで申し上げるほどデータをまだ持つておりませんが、その前に整備をやりまして各ブロックの基幹病院と申しますか、十の病院のこれにおきましては、大体整備費を除きました普通の経営費と医療収入を見ますと、現在、年次によつて違いますが、いいときは二〇％くらいの黒を出しているところもあります。これは元利償却等を考えている官庁会計によるバランスでございますが、そういうふうな状態でございます。それ以下のところももちろんございしますが、大体整備いたします前よりは、整備をいたしますとすつと経営状態がよくなりました。こういうような実態がございします。ただいま申しました十の基幹病院は大都市にあるというふうな、わりあい有利な条件にあるので、ほかの病院も、それと同じ

状態になるということもここで断言はできませんが、しかし、大体において、いま借入れ金によりまして整備をいたしております三十の病院の経営は、いまよりもよくなるという期待と予想を持って私たちはやっております、できればさらに残りの四十の病院のほうも、整備の利子の支払い等については引き受けてやってもいい、国立病院全体がよくなるようにしていきたいものだと考えておるわけでございます。

○滝井委員　きれいになると医療従事者も張りが出るし、また差額徴収その他も取れるようになるし、デラックスな病室もできてそこから何ばか金が取れるということ、収入がよくなるのは当然です。よくなるなかつたら、なまけていたということになる。そこで、よくなるのだが、例外を設けずして、いまあなたは、経常費と医療収入とは大体うまくいって二〇〇くらいは黒字になる、こうおっしゃったわけですが、しかし、そのほかに整備をした、借りた金の元利を払わなければならぬのです。そういうものもひくるため、一体国立病院の経理がどういふ形になるのかということ私は尋ねておるわけです。そこで、きょうは時間がありませんか、おとし五億圓借りたところを一つモデルにして、その病院の収支決算の状態を、二カ所くらい出してみてくれませんか。これはすぐ出るはずですよ。御存じのとおり、未収金も相当あるわけですからね。この前言ったように、療養所の未収金もあるし、国立病院の未収金も相当あるわけですから、そういう未収金も含めて病院の経理がうまくいっているのかどうか。やはり私の医療機関の実態調査をやるんだというところで、政府が支払い側と約束しているわけです。そこで、まず公的医療機関の実態をわれわれは洗う必要がある。だからこれは、まず国立病院でひとつ全部一ぺん資料を出してもらおう、これは公然とやってもいいですよ。政府は私的医療機関の実態調査をやる約束したわけですから、まず随より始めよ、国立病院の全病院の一つ一つの経理を出してもらおう。特に先に出してもらいたい

のは、金を借りてやるどころの実態ですね、これを出してもらって、そしてその借りた金が、特別会計だから今度は返さなければならぬ、まず一つ一つで返せるのかということ。一つ一つで返すのかプールで返すのかということもあるわけですから、ごめんどうだけれども、それを出してもらって、そして一ぺんわれわれは、公的医療機関の経理を全部洗ってみたいと思います。特に国立病院を洗ってみたいわけ。そして、その上でこれは議論をしてみればわかる。そして、その上で、その中から、今度はできれば、薬が一体どういう買い方で行なわれているのか。たとえば薬価基準に登録しているAならAという薬が薬価基準では十円だ。ところが国立病院では共同入札その他でやりやすから、三円なら三円で買えておる、こういう実態がある。それをずっと三円で抑えて薬価基準も三円にしてしまおう、一体病院の経理は赤字になるのか黒字になるのか。今度は徹底的に国立病院を全部洗う。だからこれを医療金融公庫の中で洗いたいのです。そこで金を貸すかどうか、ここから明らかにしていかなければ医療問題はだめなんです。私の医療機関でなくて公的医療機関を赤裸々な状態の中で解剖していく。その中で議論をさせていく、やはり神田さんに明白な知識を与えておく必要があるのです。だから、これをひとつ次会の私の質問までに全部出してもらいたい。これはできぬことはない。いままでそれをやつてないということなら怠慢なんです、それは経理を洗うのが当然だから。

それから業務局長が来ておられますが、これも同じく資料——いまのと関連が出てくるから、それは国立病院も今度資金運用部から金を借りるので、この返すめどをわれわれは立てないのたいへんです。業務局長に資料要求の件を伝えてもらいたいと思います、そうすると三〇〇の薬価基準の引き下げをすでに医療協議会に出しておるわけです。私はこの前こで質問をしたときに、いま社会保険には五千有余のものが使われております、現在申し込みはなお千二、三百の申し

込みがあるが、これについては同時に薬価基準の問題を解決してから登載をいたしますという答弁をしておるわけ。それならば下げるもの資料を出してくれと言つたら、それはいま製薬企業の卸価格について全部申し出をさせておりましたかというところ。ところが、この資料がまだ出ないうちに一・五の引き下げが新聞に出ておるわけ。そこでわれわれとしては、現在厚生省のお持ちになっておる五千種類の卸の価格を全部一ぺん出してください。これがやはり今後の国立病院の借りの金を払う場合における重要な財源上の問題に關連してくるわけです。これはそれまで下げていけば、それだけ国立病院の収入は減るわけですから、それと、医師ないし看護婦の不足の状況ですね。

その三つの資料をぜひ出してもらいたいと思います。これによって医療金融公庫の返還の状況その他が一体いくらかいかなかということ。そこからは、その資料が出てからもう少し突っ込みます。

以上できようの質問は終わっておきます。

○尾崎政府委員　ちょっとお伺いしたいのですが、医師、看護婦の不足状況というのは、国立病院における不足状況ですか。

○滝井委員　医療法で規定するところのものを置かなければならぬわけですが、きまつておるわけですから。健康保険の保険医療機関というものは、結核なら結核は何人について何人の看護婦を置かなければならぬ、こうきまつておるわけです。だから、それを看護婦と看護補助でまかなわなければならぬわけ。それを普通の看護助手などという変なもの、これはだめなんです、それは一体どういふ形になるか、それを今度私は徹底的に国立病院を洗いますから。

○尾崎政府委員　国立病院ですね。

○滝井委員　そうです。国立病院と療養所とを出してもらえばいいわけです。これは今度特別会計になつておるわけでありまして、あなたのほうは、決算は全部一つ一つの病院でやつておるはず

です。それをひとつ、少し膨大になるけれども出してもらって、一つにまとめてもらう。これは御無理だけれども、あなたのところを国会が洗う以外に——私的医療機関は個人の財産になるから調査権はない。国立病院ならわれわれは調査権が出てきますから、これは国の予算もはつきりしておりますから、これの中から洗って、大衆の中に病院の実態を見せる。いままであなた方は秘密にして見せてないのだから、それを見せよう。そして今度は幸いに年金の融資から金を借りるので、これと関連して全部洗って薬価も明らかにしたい。それで、同時に卸売りの価格も全部出してもらえればわかるわけだから、ごめんどうでしようけれども、ひとつぜひお願いいたします。

○井村委員長代理　本日はこの程度にとどめ、次回は明十八日開会することとしたし、これにて散会をいたします。

午後三時八分散会